

参議院文教委員会会議録第二十三号

昭和三十一年五月七日(月曜日)午前十一時三十七分開会

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

委員の異動

五月七日委員石井桂君及び重政庸徳君
辞任につき、その補欠として中川幸平
君及び小幡治和君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
小幡 治和君
川口爲之助君
鈴木 亨弘君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

国務大臣 清瀬 一郎君
文部大臣 緒方 信一君
政府委員 文部省初等中
等教育局長

○委員長の異動
本日(加賀山之雄君) これより文
教委員会を開会いたします。
まず、理事の経過について報告い
たします。先日理事会に一任された公
述人の数等につきましては、一応十二
名とし、明日までに自民党、社会党か
ら各五名、緑風会から二名推選してい
ただき、公募の数等とにらみ合せて適
宜決定することにいたしました。以上
であります。

○委員(加賀山之雄君) 本日は、地
方教育行政の組織及び運営に関する法
律案及び同法施行に伴う関係法律の整
理に関する法律案であります。
質疑のある方は順次御発言を願ひ
ます。

○矢嶋三義君 たいだいま議題になりま
した案件に対する質疑に入る前に、委
員長に若干お尋ねいたしたい点がござ
います。

第一番にお伺いしたい点は、去
る四日の文教委員会の状況は各位御承

知の通りでございますが、私は、当日
のお互いの意見の相違の中心というも
のは、会期延長の有無にかかわる点に
あったと考えます。双方だいぶん歩み
寄りましたが、不幸にして、御承知の
ような事態を招来したわけでございま
す。文教委員会としては、まれに見る
運営でありまして、私は非常に遺憾に
考えておりますが、ここで委員長にお
伺いたしたい点は、四日以来本日は
で、会期延長の問題というものはずい
ぶんと明確になって参りました。昨日
の国会討論会を開きまして、中村国
会対策委員長が日比賠償協定の承認を
国会に受けるに必要なだけの会期延長
をやるといふことを明確に述べており
ます。さらに、与党の大幹部であるこ
ころの大野伴睦氏も、繰り返し繰り返
し、そういう点を明確にいたしており
ます。この段階になりました。委員
長としては会期延長は絶対ではないとい
うような考えで本委員会を運営されよ
うとするのか、それとも、会期延長と
いう含みを持たれて、あくまで本法律
案の徹底的慎重審議をわれわれ委員と
してやらせようというお気持ちで運営さ
れようとするのか、私はその基本的
態度を承わりたいと思うのでござい
ます。

○委員(加賀山之雄君) お答えいた
します。委員長といたしましては、今
もって何ら正式の機関から会期延長を
するという確定したことを承わってお
りません。従いまして、現在のところ
といたしましては、会期延長の含みを

持って審議をしているというような気
持ではございません。

○矢嶋三義君 私の伺っておりますこ
とは、重点としては慎重審議という点
にあるわけでございまして、あえてお
伺いするわけは、たとえば前委員長時
代から私お許しを得て質疑を続けてお
りました案件につきましても、途中で
質疑を切られたままになっているわけ
です。さらにまた、今朝湯山理事を通
じて御要望申し上げました山口県の秋
吉台の、これは国定公園であり、わが
国の学術上必要な、学術上とうとぶべ
きものがあるわけでございしますが、こ
れが米軍の爆撃演習地として早急に接
収、拡大接収されようとしておる。そ
ういう点について緊急にお伺いいたし
たいという、それらのことにつきまして
も、なかなかお許しをいただけないよ
うに承わっております。これは私は私
は、委員としての審議権を抑制されて
いるように私はとれるわけでございま
す。これらの事柄というものはすべ
て、会期は十七日までで、会期の延長
というものはないので、そのために他
の案件に関する質疑等は一切許さない
で、そして四日の委員会の運営に見ら
れたように、きわめて強引に委員会を
運営されよう。これでは私は納得い
たしかなるものがございます。特に
ああいう形で公聴会を議決されて、か
りこにこに自由民主党さんが推選され
る法案賛成の公述人だけで公聴会を開
くというふうな事態になりますれば、
これは新憲法下、新国会法下開かれま

した戦後の国会で、前古未曾有の公聴
会と相なるわけでございまして、私ま
あそういう点を非常に懸念をいたし、
明確に会期の延長というものは決定し
ていませんが、私の伺いたい点
は、その緊急案件あるいは本法律案件
については十分審議権を認め、審議さ
せていただきたい、こういう強い要
望を持っております。そういうわれわ
れの要望に沿うような委員会の運営を
していただくお気持ちでいうと、さ
うとは存じますが、非常に懸念されま
すので、あえてお伺いしている次第で
ございます。その立場から、重ねて委員
長のお気持ちを承わりたいと存じます。
○委員(加賀山之雄君) お答えいた
します。委員長は、かねがね申します
通り、全く今矢嶋委員が言われたと同
じ気持ちでございます。従いまして、こ
の委員会が開かれます日は、たとい十
分でも一時間でも私は貴重だと思いま
して、定刻に始めるというのを提唱
し、そしてこれはとにかく途中でこの
審議を打ち切るといふようなことは非
常によろしくございせんから、十分
に静かに審議を尽くすということをお提
としてやっておりますつもりでございま
す。たいだいまお話のございました矢嶋
委員の、一般文化学術に関する調査案
件等についての御質疑の残っております
ことも十分承知しておりますが、これは
やはり重要法案優先の気持ちでたいだ
やっておるのでございまして、決して
この質疑を打ち切るといふつもりでは
ございません。

なお、秋吉台云々の問題は、けさの理事会におきましてお話が出まして、どうしてもここでやるということにまだお話し合ひもできていないような工合で、たとえば本会における緊急質問というようなお話もあるということをお聞きまして、その問題が着着をいたして、おきまりになった上で、本委員会で扱ったかどうかというような打ち合せになっておる次第で、決して審議権を私押えるというような気持は毛頭ございせん。むしろ皆さんの審議権を十分尽していただくために、十分でも一時間でも時間を多くとりたいという念願で、けさも早くから、十時から智恵方の御出席をお待ちしておったような次第でございます。

○矢嶋三義君 具体的な問題が出たのですが、秋吉台の問題については広範にわたりますので、あらためて委員長理事会で御協議なさって、一問一答を要します。本委員会で質疑のある委員に、短時間でよろしいですから、質疑の機会をお与えいただくようお取り計らい願いたいことを要望しておきます。

そこで、私は四日の日の点についてもう一点だけしておかなければならぬ点があるのですが、それは本委員会の決定が議院運営委員会に持ち込まれまして、そうして議院運営委員会を私は傍聴しておったわけでございますが、本委員会の決定と相違する報告が議院運営委員会に持ち込まれたことは、私はこれは重大だと思います。従って、時間をかけません、事が明白になればいいわけですから、委員長にお伺いをいたします。委員長は、採決の場合に委員がその席に着席していなくても、こ

れは表決に参加したと、かようにお考えでございますか、どういふふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長(加賀山之雄君) 第一点につきましては、私が聞いておりますところでは、議院運営委員会における議長の報告が内容が違つていたということございまして、こちらからの報告が間違つていたわけではないはずでございます。

なお採決でございますが、私が皆さんに採決のあれをいたしましたときは、皆さん御着席でございます。そのもとに行われた採決でございますから、私は当然有効であるというふうに考えております。

○矢嶋三義君 私は有効、有効でないということを知っているのはございせん。で、採決する場合に自席についていない者が、採決権を行使したと考えられるかどうかということです。具体的に申し上げましょう。たとえば委員がこの位置に、あるいはその位置に、ある委員が立つておった。あるいは本会議場で私が要件があつて自民党さんのうしろの席に行つておった。そこで私が採決に対して賛成だ、反対だ、こういう意思表示をした場合、あるいは私が黙つておる場合に、それがあるいは賛成の、あるいは反対の採決権を行使したことに相なるかどうか。そういう点について、委員長、どうお考えになっておられるか。私は本会議場においても、委員会においても、その委員がその席に着席していない限り、私は採決権を行使したものとは相ならない、かように私は考えております。それで私は今委員長さんにお伺い

しておる点は、四日の日の決定が有効とか無効とか、そういうことを伺つておるのではありませんで、その点をお伺いいたします。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長が採決の宣告がございました場合には、各委員は、審議中最も重要な段階でございまして、もちろん議席に私は着席されたままで自分の採決権を正当に行使されるものと確信いたしております。で、その場合に議席を何かの理由で離れられる場合には、これはその方の御意思をよく伺わなければならぬと思つてございまして、原則としては、議席において採決の行動をとられることが正当であるというふうに考えております。

○矢嶋三義君 私は具体的にお伺いしているわけでございまして、まことに残念ながら、四日の委員会では、最後に荒木委員から発言があつて、それに対して自由民主党の委員さんに御考慮をわすれられ、自由民主党の理事の方からそれに対して発言があるのかないのか、私たちが顔を見て待つておる瞬間に、委員長さん採決に入られたわけですから、それでわれわれとしてはびっくりして、今この採決の段階じゃないじゃないですかという、私たちがみんな、われわれ委員は離立ちになって、あなたに御要望に参つたわけでございまして、あの当時われわれ社会党委員は一名も委員席に着いていなかったわけですから、従つて、まことに残念ながら、あのときは私もあなたの採決について、賛成も反対も、いずれの意思表示もできなかったわけでございまして、従つて、われわれは遺憾ながら採決権を行使する機会をお与え願えなかった

わけであつて、あの決定が多数決でできたというところは、私は大きな疑問があると考えておりますが、委員長、どういふふうにお考えになりますか。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長が採決の宣告をいたしました場合には、大へん、この審議中最も重要な段階でございまして、各委員はその採決について正しい行動をおとり下さるよう御要望をいたします。

○矢嶋三義君 短時間で終りたいために、委員長さん、明確にお答え願いたいと思つたのです。それは、採決のときは重大段階だから、委員は着席しておつて慎重な態度をとつていただきたい。その通りです。われわれずっとそれをとつて参りました。ところが、四日の日は、さつき申し上げたように、とつさに採決に入られたので、今採決の段階じゃないやございせんかと申つて、われわれはとつさにあなたのところへ要望に参るために、立つて行つたわけですから、従つて、われわれ委員は一人も着席していないわけですから、これは遺憾ながら採決権の機会をお与えられなかったわけであつて、われわれは採決権を行使したことになるかと思ふのです。私はそう確信します。もしかように、席から離れておつた者が採決権を行使したということになるというところ、今後委員会においても、本会議場においても、すいぶん私はゆゆしき問題が起つてくると思つてございまして、従つて、委員長さんが有効とお考えになっていらっしゃる四日の採決は、これは多数決でできたものでない、かように私は解釈が明確に立つと思ふのですが、それを承わつておる。ところが、私は議院運営委員会へ出

てみますというところ、委員長は、多数決で公聴会が決定された、それに基いて議長に要求が出た、そこでそういう報告をなして、議長の諮問機関である議院運営委員会にこれを諮られたというところは、私は大きな誤りがあると思つたのです。従つて、あの議院運営委員会に諮られた委員長の発言というものは、私は訂正されなければならぬ。これは本文教委員会のことだけではない。今後本院を運営していく場合に當つて、採決権の行使と、その有効、無効の点については、私は重大な一つの先例になると思つたので、明確にする必要がありまして、委員長に伺つておるのです。

○委員長(加賀山之雄君) 矢嶋委員に申し上げますが、本来の審議に入りたいと思つたので、後刻理事会においてよく御意見は承りまして、とくとそのときの事情なんかを調べて、そしてまた御意見を承り、こちらにも意見を申し上げたいと思つた。

○矢嶋三義君 委員長、理事会で明確化されますね。

○委員長(加賀山之雄君) いたします。

○安部キミ子君 ただいま矢嶋委員からお話がありましたように、私は四日の委員会では、常識ある加賀山先生に大へん期待をかけて、あの日も、あんなような形で委員会が終るものとは考えなかつたのでございまして、まことに遺憾だと思つた。そういう点で今後ともこれから審議に当りましては、十分なる、親切な気持で、私も野党の委員にも當つていただきたい、なるほど多数党の自民党からいろいろ

も出ておりますように、与覚化してき
たというふうな世論もあります。その
ことについては、私どもはそういうふ
うな態度で今後加賀山委員長が処理な
さるようであれば、私どもとしても今
までの緑風会というものが是非々と

いうふうな態度でおられて、そしてまた、そういうふうな考えで今日まで参ったことが間違つたことになると思いますので、今後はそういうふうな、もう一度失敗して、またそのとき懸かつたと、今度は十分やりますと言ひながら、もうその口の下で同じ間違ひを侵すということのないように、大へん僣越でございますけれども、加賀山委員長に私は深くお願いする次第であります。

つきましては、私文部大臣に御質問いたします。今度の法案が非常に重大な法案である、ただ委員会法の一部変更したというふうな問題ではなくて、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律案は、国の教育の変革であるということとを私どもは強く感じておりますが、文部大臣はどういうふうに感じておられますでしょうか。

○國務大臣(清瀨一郎君) この法律に書いてある限度は、現行とは変るものではないと思います。

○安部キミ子君 衆議院の委員会で、文部大臣が発言しておられます趣旨を見ましても、文部大臣はこの教育法案をごく簡単なような扱い方をし、また、考え方をしておられると思うのです。しかし根本的にこの憲法の第二十三条に私は抵触しておると、これは憲法違反ではないかという疑いを持つものであります。大臣はどういうふう

○國務大臣(清瀬一郎君) 憲法二十三
 条は、「學問の自由は、これを保障す
 る。」という規定でございます。この法
 律案も、現在の教育委員会法も、學問
 の自由を障害するものじゃございま
 せん。

○安部キミ子君 私はこの法案の全逐条審議にわたって、どういう点がどう抵触するのじやないかということに、その逐条審議に入った節に大臣にお尋ねすることといたしまして、文部大臣は去る三月十九日の学長声明に対して、新聞記者団に子供のみ民主主義であって、そういうことはまことに厄藏にひとしいものだといふうな意味のことを言われたということが、新聞に載っておりますが、そういうような差

胃をされたことはほんとうでしよ
うか。

○國務大臣(清瀨一郎君) その通りで
はございません。

○安部キミ子君 そうしますと、新聞
がうそを報道したということになりま
すか。

○國務大臣(清瀨一郎君) 正確じゃな
いけません。

○安部キミ子君　それでは、新聞の報道は正確でないということになります。誤報だということになりますね。

○國務大臣(清瀬一郎君) 正確でない
 ということであります。学長声明に對
 する私の考えは、かつて、その翌日で
 ありましたが、衆議院の文教委員會に
 おいても、少し後にここの予算委員會
 においても述べてあります。あれがほ
 んとうであります。

○安部キミ子君 私は大臣がこの学長
 声明に對して、実に何といひますかそ

については、先日総理大臣の質問で
 も申しましたが、事が教育でございま
 すだけに、文部大臣という席におられ
 ますあなたは、もっとそうした学長さ
 んの声明というものにすなおな気持
 で、謙虚な気持で私は聞き入れられな

きやならないのじゃないか。少くとも日本の国の最高学府と仰がれている学長の方々のこの声明はですよ、日本国民にとっては非常な関心の的でございます。そしてわけでも、東大といううなもの、もう最高学府と言って、だれもが何といえますか教育の殿堂だと、こういうふうを考えている。その学長さんが日本の教育の将来に非常に暗い陰がさしてきたというこの心配から、かつてこういう態度があったこと

が、ないと言われるほど慎重に、しかも先日も声明文はよくできていると大臣はおっしゃいました。ほんとに、実にりっぱな声明文が出てある。で、そういう立場の方が出された声明に対して、子供の民主主義であって、何も現実のことはお前たちにはわからないのだというふうな態度、そしてそういう気持をそのままに何の反省もなく、衆議院

院ではあのような形でこの法案を通してこられたという、私は教育を文部大臣自身が何といひますか、否定される

○國務大臣(清瀬 一郎君) 今の御質問は、教育のことは重大だと、そう考えないかというお結びでありましたが、それはその通りに考えております。

ようなことはあなたがおっしゃらなくても、もうわかりきっていることなんです。あの学長声明に対してですね、文部大臣のとられた態度、あるいはものの考え方というのは、日本の教育界、教育全体です、教育界に非常に懸

い影響を残す、こういうふうには考へておりますが、悪い影響は残さない、あなたは悪いになつておられませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 安部さんも御承知でありましょうが、私が衆議院でも、参議院の予算委員会でも答へたことは、学長周回はよろしいという事となんです。第一段、教育の中立性を維持すること、民主主義でいくべきこと、大賛成であります。また、これを

変更する場合には、委員会その他諮問機関の意見を聞いて慎重にやれということ、これも賛成でございます。ただ、第三段に教科書問題についても、私どもが中央教育審議会に諮問しなかつたということであつたら、これは間違つておる。現に諮問して八、九分まではその通りのこと立法案に書いておるのだと、私が間違つておるに違ひない。

て非難したのは、第三点だけでありま
すけれども、これは学校におられて御
存知がなかったんだらうから、これも

○安部千ミ子君　矢中原総長は中教審の一委員でございますのでこのことについて知っておられないということは無いと思うのですが、どうでしょう。

○國務大臣(清瀬一郎君)　矢中原先生

者が何か誤まれたので、そのあけ足をとうとうという考えは、私はちつともありません。

○安部キミ子君　そうしますと、矢内原先生は人まかせてあの声明を出された、こういう御答弁でございしますね。

○國務大臣(清瀬一郎君) 矢内原先生の心持は、私はようお答えしませんと申し上げておるのです。

○安部キミ子君 そうしますと、さっきあなたは執筆者が間違えてそれを書きわたしたのだらう、こういうふうにおっしゃったじゃないですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 現に教科書法案については諮問しておるのです。また、答申も出ておるのです。そうし

が、それに諮問しないということをして、それに諮問しない以上は、書いた人が誤まっておるに相違ない。けれどもその責任を私はあげ足をとるのじゃない、こうは申し上げておるのです。

○安部キミ子君 矢内原先生はただ教科書法案のことだけ言っておられるのじゃないのです。そのことは大臣もよく承知のことになっておられる。今日に

て、教育の扱い方、この教育の問題

は國の基本になるものである、こういふ考え方から今の文部省が出されているこの法案は國の革新を意圖しておるものじゃないか、そういう心配が大部分にあるということを言っておらるるやうに、それから先日私は内閣と文教委員会で、矢内原先生の公述がありましたときに、矢内原先生のあの發言内容も聞いております。また、大内先生やそ

のほかの大学の学長先生が、新聞やラジオでいろいろな機会で、この教育法案に対して見解を述べておられます。そういう総合した方々の話を考えますときに、今の政府のやっているような教育方針では、日本の国の危機に立つのだ、教育の危機に立つという事は、これは国の危機に立つておるのだ、こういうふうな述べておられます。矢内原先生が今年の三月の大学の卒業式にも、卒業生に言葉を与えておられますこの内容を見ますと、やはり今の国の政治、あるいは教育のあり方に対して非常に心配しておられるのでございまして、ただ、今大臣がおっしゃいますように、教科書の問題だけを取り扱って、それを問題にしておられるのではないのです。わけでも、中教審にあなたはかけたかとおっしゃいますけれども、この教育委員会法案を教育委員会設置の問題について、存続の問題については、あなた自身も御承知のように、大達大臣が存命のときに出されたので、もう今から三年前の話なんでしょう。それをもうこれはかけたから、もう問題は済んだのだ。ただ、教科書法案についてはこういう答えが出て、そうして自分たちはそれを取り入れなかつたのだ、こういうふうな軽い扱ひ方で大臣がおられるところに、私は今日の学長さんあたりの心配があると思う。この地方教育行政については、矢内原先生は教育者であるだけに、もうもちろん大臣も教育のことにはよく御存じではございましょうけれども、わけでも専門家でありますこの大学の学長先生たちというものは、ほんとに教育ということについては、根本的に研究しておられると思うので

すが、どうですか。大臣はもう少しこの日本の教育というものをあなた自身が尊ぶ気持ちになられないでしょうか。私は第一、教育というものを、あなたは尊ぶ気がないと思うのです。そういう謙虚な気持ちが、あなたの言動なり、態度なりから一つも感じられない。こらんない、あの問題になった小選挙区法案でも、やはり国民の世論が高ければ、いくら多数党で、何でも力で通すんだということだとして、できなかったじやありませんか。私はこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律案というこの法案でも、世論というものはどこのようにこの法案に対して反対しているかという事は、もちろん知事やあるいは市町村長の動きはありますけれども、そうしたもののより、もっともっと大きなものがあるということ、は、大臣も御承知の通りだと思ひます。この世論をあなたは無視するお考えでしょうか。私は大臣の気持をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は世論を無視するという考えはございません。表面に新聞等に表れておる議論のほかに、また国民の全般にひきまわして国民の考えというものもあるのではありません。また、われわれ代議士は一人一人世論に耳を傾けて、意見を立てておるのであります。この法案が世論に逆行したものだとは考えておりません。

○安部三三子君 おかしいじゃないでしょうかね。数日、二、三日も参議院の陳情の個人署名が、七百二十万人という人の署名が参議院議長にあてられて運び込まれたという事は、新聞にも出ておりまして、大臣も御承知の通りです。七百二十万人というのです。ね、この一般国民の気持を、世論を大臣は大事だと思つて言いがら、この法案は自分は正しいんだ、だから世論を聞く考えはない、こういうふうにおっしゃいますけれども、あなたのおっしゃること、そうして事実とは反対じゃないでしょうか。そのほかに、御承知のように大学の先生から、学長さんから、学者から、教育委員の方から、地方教育委員の方から、先生から、もう一々署名を取れば何百万人になるかわからないのですよ、何千万人になるかわからないのですよ。そういう手はずは、なるほど省いておりまして、たまたま七百二十万という数がこの国会に出されておるのですけれども、私はこの国民の声を、どうして文部大臣という立場の方が無視して、この教育法案には間違ひがないと、こうしるを切られるか、私にはわからない。でありますから、学長声明にもありますように、もう一度中教審にかけ、そして事が教育であるだけに、大事だからもっとひまをかけて十分検討されて、あらためて、もしこの教育委員会制度というものが悪いということがあれば、またそのように、今の国情に合うような、あるいは国民が納得するような形で法案を出されたらどうかと、こうみんなが言つておるのでございまして。大臣はどうしてこれをもう無理やりに通すか、こういうお考えなんでしょうか、どうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は無理やりに通すなどという事は、考えたことも何もないのです。衆議院は通過して参りましたが、先刻加賀山委員長のおっしゃる通り、時間の限り、皆さんの御意見をよく聞いて最善なる御表決に従いたい、こう思つておるのであります。

○矢嶋三義君 関連して。ただいま安部委員の質問は、世論との関係について質問を展開されておりますが、その前提となりまして文部大臣の発言の点については、ここで一、二明確にしておかなければならないと思ひます。少くとも一國の文部大臣でございまして、この重要法律案の提案責任者でございまして、前提として明確にし、また、大臣に慎重なる態度をとつていただかなければならぬと思ひます。でございますが、先ほど承承つておりました、文部大臣はこの矢内原東大総長以下、学長の文教政策の傾向に関する声明について、新聞で伝えられた文部大臣の批評の言葉は正確でなかつた。そして文部大臣としては、学者が学内にこもつておられる関係上、教科書法案は中教審の答申を求め、それに基づいて出されたということをお存じないようだ、その点を自分は批判したのだと、こういうふうにおっしゃいます。これはこのまま聞きのがすわけにはいきません。はっきりお答え願ひます。この文教政策の傾向に関する声明のどこに、教科書法案は中教審に諮らなかつたという点があるか、もしあるか、はつきりお答え願ひたい。おそれる私は十人の学者の方々は、大臣の先ほど以来の安部委員に対する答弁を承承つたならば心外だと思ふ。少くともわが国の最高水準をいくところのこの十総長、学長が教科書法案は中教審に諮つたものである。それからいよいよ新教育法案については中教審を無視したものであるということ

は表面御承知の上で、その前提のもとにこの文教政策の傾向に関する声明というものは出たものと思ひます。そこで私は文部大臣に明確にお答え願ひたい。どこに新教科書法案は中教審に諮らないで出したということを諷刺するところの文章がございまして、お答え願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) この声明の第一段には、たとえば教育委員会について、あるいは教科書制度について、そのいわゆる改革案を見ると、部分的改正ではなくして民主的教育制度を根本的に変えるものだという文章がございまして、第一段は、教育委員会と教科書制度、二つを取り上げておられるのであります。第二段に至つて、もし制度上改正を要する点があるならば、政府はそのことを適当な審議機関に諮問して十分審議を尽くさしめ、また広く関係方面の専門的意見を聞いて世論に耳を傾くべきだと、こういう二つの構造からなつておるのであります。適当な審議機関に諮問してということ、文部省の平常の諮問機関である中教審等を含めておっしゃられると私は解したのであります。

○矢嶋三義君 だから新教育委員会法案については、文部大臣の最高諮問機関である中央教育審議会に最近諮問せずには早急に出されたのだから、この文章正しうございませぬか。教科書法案を中教審の答申を求めなかつたという事はどこでこの文章出てきませんか。批評する根拠はないじやございせんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今安部さんのお問ひに対しては、教科書法案については諮問している、このことを申し

○國務大臣(清瀬一郎君) わが国の教育をよくしようという考えであります。そのほかには雜念はございません。

○安部キミ子君 大臣は自分の考えだけでわが国の教育はよくなると、こういうふうに考えておられるのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) この案に達するまでは、十分に前任者等が諮問いたしておりまする諮問機關、あるいはまた個別に言つてこられる各方面の意見をたくさん聞いて、ことに党内の専門代議士等の意見、これを集積してこの案ができたのであつて、私一人が單獨に作るもんじゃございませんので、

今も矢嶋委員から攻撃がありました。が、私は謙虚な態度で、「謙虚だと」と呼ぶ者あり、矢嶋三義君「攻撃したのじゃないですよ、質問しただけです」と述べ、小使のような気でこれをやっているのではありません。

○安部キミ子君 私は、党内の専門代議士という言葉をまた新しく伺ったわけなんです。党内の専門代議士とあなたが目されている方はどなたとどなたですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 専門代議士という言葉は取り消します。「取り消さぬでもいいよ」と呼ぶ者あり、笑聲。言葉が適当でないから取り消したのであります。よくこのことを知っておられるという意味で、専門というところから、教育についてよく知っておられる代議士という意味で……(もともと本質論をやったらいけないか)と呼ぶ者あり。

○安部キミ子君 本質論ですよ。この法案が出た根拠ですよ。(「議事進行」と呼ぶ者あり) 発言中じゃありませんか。私はこのことをあげ足取りや何かで言うのじゃないのです。この今度出された法案は、国の教育行政の変革だ、こういうふうな思ふからですね、どういふ根拠で大臣がこの法案を出されたか、ほんとうにこの形を変えていこうという意図があつて出されたか、その意図はどういふ根拠に立っているかというところをお尋ねしたいから聞いている。ところが、今私個人の意見じゃないと、党内の専門代議士の意見の総合がこういう形になつて現われたんだと、こういう意味のことをおっしゃいましたから、それでは党内の専

門代議士という方はどなたとどなたですかと、こういうお尋ねをしたのです。(「まじめな質問」と呼ぶ者あり) まじめな質問でしよう。そうすると、いや、これは言葉が間違つていたと、こう言う。専門というところの専門で、ほかのことをしない、教育のことだけしかしない代議士というふうな誤解を招くから、私はこれを取り消します。と、こう文部大臣は、自分の言つたことをすぐその口の舌がかわかぬうちに、消される。私は、こういうふうな大臣の、まあ、ある意味では軽率な態度が、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律案にも出ていふと思ひ。

もつと、こういう国の変革にも値する人、党内だけの人でなくて、ほんとうの意味の教育専門家というふうな、あなたたは専門家という言葉が好きのようでございますけれども、ほんとうの意味の教育の専門家の方々の意見も十分聞かれて、そしてこの教育に関する問題は、国民のすべてが納得する、私はこの教育問題は、社会党とか自民党とか、そういうちやちやなものじゃないと思ふのです。自民党のあなたただつてお子さんおられるでしょう。社会党のわれわれだつてみんなあるでしょう。社会党の方だつてみんなお子さんおられるのです。社会党であらうと自民党であらうと、そんなことは問題ではないのです。ほんとうに子供に仕合せな教育をしてやることがわれわれの重大な責任だと、こういうふうな考えますだけに、今度の法案もあなたの軽率な、たとえばですよ、その何が軽率であつたかといへば、この間も答弁に

あつたのですが、中教審にはかけなかった。もう何しろ時間が切迫していつたからかけなかったと、こういうふうなお話だつたのです。まあ、ほかにも理由はありましようが、そういうことも言つておられる。ではですね、そんなに急いでこの法案をこの国会に出さなけりなぬかどうかということですよ。それほど大事な教育法案であるだけに、あらゆる階層の人たちに集まつてもらつて、そして国民が納得して、「簡単々々」と呼ぶ者あり) みんな喜んでこの法案を支持するよう

な、そういう形で私は出してもらいたいと思つていたのであります。でありますから、議長朗読にも、そういう意味のことも含めて出されておるし、またこの法案が重大なだけに、今日もたくさんの方が傍聴席におられますが、ことにお母さん方は、この法案が成立した際には、自分たちの子供の将来、運命がどうなるかということを感じつて、すよ、婦人団体の代表者もみな心配して、代表者だけじゃない、婦人団体の人たちもみな心配して、反対の署名をしておられるわけなんです。あなた一人のお子さんなら、文部大臣一人のお子さんなら、こういう法案を出されても、それはどうにでも責任はあなたが負われるでしょうけれども、人様の大仕事なお子さんの運命をきめるようなこの法案を、一党の、あなたの言葉でいへば、専門代議士の意見を聞いて出されて、しかも、ほんとうに日本の教育の中核となるべき学長さんたちの反対しておられるこの意見を、みじんだに聞こうとしない、むしろ聞くどころではない、まるで侮つておられるよう、子供の民主主義だなんだと言われるよ

うな大臣の態度そのものに私は問題があると思ふ。それだけにまた日本の運命にかかわるこのような重要法案を、大臣はもう少し自分の責任において、責任の重大性を十分考えられて、まああやまちがあやまちとして、こまめで、参議院には来たけれども、もう一度ゆつくりあらためて考えよう、そして無理に今国会に成立しなくても、次の国会でもいいじゃないか、教育委員の選挙があるなら、また臨時立法でも考へて、そしてほんとうに国民が、なるほど清瀬文部大臣はものわりのいい人だと、こういうふうな、教育の第一線に立っている者は、文部大臣が答弁しておられるような軽い気持ちじゃないですよ。(「本論本論」と呼ぶ者あり) 実際こういうふうな法案が成立したら、一体第一線に立つ先生方は非常に混乱されると思ふ。そして学長さんというふうなおえらい方も、一応民主主義というものを教育の体系をして立ててきておる、その民主主義教育というものが、根底から原則的にこわれかけていくということを心配しておられるわけなんです。でありますから、私は今大臣にくどく御質問してこにどういふ間違いがあるか。まして衆議院では、ああいうふうにくどく御質問もしないでこちへ来たのだから参議院では参議院の良識という言葉を沿うような、これは与野党、緑風会とかたまりになつて、国民の要望にこたえて、この法案がいいか悪いが十分審議して、悪いところがあれば、今後の国会であらためて新しいい法案を出して、そして国民にこたえよう、こういう気持を私は大臣に持つてもら

いたいと、こう思ふからこそ、今こういふふうな質問しているわけなんです、大臣、いいですか。今私が申しますことは、「質問したいのだから」と呼ぶ者あり) 今質問ですよ。(矢嶋三義君「かよい女性だ、やじりなさんな、やじると質問しきらぬですよ」と述べ) それで大臣、これが、ここが大事だ。この問題の基本的なる、この法案の基本的なるこの問題を大臣は撤回せられる意思はないかということ聞き

たかつたんです。

○國務大臣(清瀬一郎君) お答えいたします。その前に一言申し上げたいのは、私は党内の専門議員のみの意思を徹してこの案を作つたと言つた覚えはございません。専門という言葉は取り消しましたが、しかしながら、そのま言ひますと、この法案を作るのには、前任者の作られた各種の委員会、その意見も参考にし、また委員会じゃない、単独にお申し出になつた意見もこれを聞き、その上に党内の専門家と言ひましたが、専門議員等の意見を徴してこの案ができたというので、党内の友人の言うことだけを聞いてこれを作つたと言つた覚えはございません。それだけ訂正しておきます。これは前提です。そして、あなたのお問いに対しては、撤回する考えはございませ

○安部キミ子君 そうしますと、幾らかでも修正してもらつても通す、こういうお考えはないのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それはあなたの方の持つておられる審議権です。から、御修正なさろうと否決なさろうと、それを私がここで御注文すべきじゃないと思ふのです。

○荒木正三郎君 関連して。ただいま安部委員からこの法案を撤回する意思がないかという質問に対して、撤回する意思はないという答弁がありまし

た。この問題に関連して、私は請願の問題を少しお尋ねしたいと思うので、先ほど安部委員からもお話をありましたように、この法案に対しては、非常に多数の方々の署名のある請願が国会に出されておる。私もそのことを承知いたしております。その数は七百二十万に達しておるというふうに聞いておるわけでございます。一つの法案に対して、かようにたくさんな人たちが国会に請願の手続をしたということは前例のないことであるというふうに私は考えておるのですが、大臣はどういうふうにお考えになられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 七百二十名の同文の請願の前例があるかないかは今ちょっと答えかねますが、私の記憶ではもう少したくさんの請願のあった事件もあると思います。往年の普通選挙の請願のごときは、列をなして国会に來たものでありますから、あつたと思ひます。しかしながら、それは数だけじゃないので、やはり多数の人がそういう請願をさるるということは、国民の重大な権利でありますから、いずれ請願についても、それぞれ国会法によつて審議することでありまして、御採択になりました以上は、内閣にも送付されます。敬意を表してこれは随分つもりであります。

○荒木正三郎君 この七百二十万という多数の方々……

○国務大臣(清瀬一郎君) これは間違えませんでした。私七百二十万と聞きまして

から……七百二十万ならば、これは空前でございましょう。

○荒木正三郎君 この法案に対して、かようにたくさんの方が国会に請願を出しておられるこの事実に対して、この法案を出されておる文部大臣としては何らかの私には考えがあるはずだと思ふ。この法案に対していかに強い反対が国民の間にあるかということについて、文部大臣は私は反省なさるべきではないかというふうに考えるのですが、大臣の心境を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは請願書を拝見いたしました十分に考えます。

○荒木正三郎君 私はそれでは大臣にお伺いいたしますが、いっお謙みになつて十分考える……十分考えるということとは、この法案を撤回するかどうかということについてお考えになるといふふうに解しますが、それでよろしいですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その請願を拝見しておりますから、どういふ心持で書いてあるかどうかわからないのです。讀まないものについて、それによつて撤回するか撤回しないとかいうのは早いんじゃないかと思ふ。見てから私の思案をきめるということになります。

○荒木正三郎君 すでに請願は国会に出されておるわけなんです。ですから、御覧になろうと思へばいつでも見られるわけなんです。こういう請願はこの法案の審議が終つてから見られても何の役にも立たないのです。いつ御覧になりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この国会の

請願権は重大なものでございまして、お見せ下さるならば私も拝見しますが、請願審議の上、採択なされば内閣に参りますから、そのときに拝見する、正式には。

○荒木正三郎君 私は、この際委員長にお伺いしておきますが、こういう大きな請願が出されておるわけなんです。当然本委員会での請願を採択するかどうかは審議しなければならぬと思ふのです。この法案の審議の途中において、この請願について、本委員会において審議せられることは私は当然であると思ひますが、文教委員長のこの際お考えを伺つておきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。よく理事会に諮りまして、また取扱いを、皆様方にその結果を御報告し、皆様方の御意見を伺つた上で取り扱いたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私は、委員長の答弁、はなはだ不満です。こういう請願は、別に理事会に諮らなくとも、それは何月何日にやるということはお諮りになつてけつこうですが、しかし、この法案審議の途中においてやるということは、これは文教委員長としての私は重大な責任だと思ふのです。そういう点は、私は文教委員長一人のお考えで十分であると思ふのですが、いかがですか。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。委員長一人できめましますと、また独善とか何とか皆さんに叱られますから、よく御相談をいたしまして、取扱い方をきめたいと存じます。しかしながら今、荒木君が言われますように、この重要な法律案に関係の深い請

願でございまして、時を過ぎてこれをやりましたのでは、これは何か六日のアヤメとかいふ言葉もございまして、委員長においては、理事会に諮りまして、皆様方の意に沿うように取扱いをきめたい、かように考えておる次第であります。

○荒木正三郎君 いかでございまして、関連質問までございまして。そこで私は文部大臣にもう少しはつきりお伺いしておきたいのですが、この請願の問題で、これは文教委員会が審議され、おそらく私は採択されると思ひます。その結果においては、この法案を撤回する場合があるということも予想されると思うのですが、文部大臣の所見をお伺いしたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 請願が、まだ採択されるか、あるいは採択されないか、参考送付されるかわからないうちに、また請願の本文も私見ておらぬうちに、その結果を言えとおつしやつても、それは御無理だと思ふ。申されません。

○荒木正三郎君 ただ明白なことは、七百二十万という多数の方がこの法案に反対しているということは明白です。この事実に対して、文部大臣は反省する考えはないか。

○国務大臣(清瀬一郎君) まだそれを拝見いたしていませんから。

○矢嶋三義君 ちよつと関連……

○委員長(加賀山之雄君) さつき中川君から発言を求められております。先ほどから御発言の……中川君。

○中川幸平君 先刻の安部委員の質問並びに社会党の各委員の質問を聞いておりますと、現在の政党政治の実態を

お認めでないようなことを(冗談じゃないよ)と呼ぶ者あり)やつておられることは非常に遺憾であります。もっとも、政府提案である以上、文部大臣の責任であることには間違ひありませんが、ただ文部大臣の思ひつきから出された法案ではないかというところをきり認めていたくない。すなわち、わが自由民主党においては、文教政策の重要性にかんがみ、文教委員会があるにもかかわらず、特に文教制度調査特別委員会を設けて、この教育委員会問題、あるいは教科書の問題、教育の中立性確保の問題を取り上げて慎重審議した結果、教育委員会行政をしようにやつた方がよからうということ、でつち上げて提案されたものであることははつきりお認め願ひたい。(笑)

また今までも全国から七百何十万の反対陳情がある、なるほどそれは私も聞いております。われわれの手元にも、各婦人会の代表あるいは小学校の先生方から非常に反対の陳情が参つております。けれども、それは全部この法案の内容を慎重に把握しての反対の陳情であるかどうかということわれわれは思ふのであります。また学者たちが反対の声明を出されました。なるほど権威のある方々の反対声明であるから、非常にわれわれは尊重せなければならぬ問題であります。これもこの教育委員会の改正の実態を十分調べての声明であるかどうか、われわれは疑わざるを得ないのであります。われわれは国家の行政をあらゆる面から検討してかような提案をされたことを前提において御質問を願ひたい、かように議事進行にかりて申し上げる次第であります。(その前提を聞いてい

「のだ」と呼ぶ者あり、荒木正三郎君「何が議事進行か、議事進行じゃないじゃないか、われわれの審議権を束縛するような説教はしてほしくない」と述べ「政党政治を否定するようないは……」「われわれの発言を抑えるような言動は自民党は慎しんでもらいたい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○矢嶋三義君 ただいま中川委員の御発言は拝聴いたしました。議事進行ではございませぬ。議事進行の内容は何にもなくて、われわれの審議に当たつての心がけを承つたので、(中川幸平君「政党政治を把握してやつてもらいたい」と述べ、「お説教です」と呼ぶ者あり)一態耳に入れておきますが、しかし中川さん、政党政治を否定するがとき君らには冒険があると言つていますが、われわれは政党政治を絶対に否定していません。その点は誤解ないようにしていただきたいと思つてです。

そこでさっきの点について、関連して委員長に強く要望しておきますが、先ほど来、請願というものは非常に重視しなくちゃならぬということを文部大臣は言われております。そうしてまた、まだ自分はこれを見ていないので何とも意思表示ができない。しかし七百二十万の主権者の署名については、これは前古未曾有の事柄である、尊重すべきものだという立場から答弁されておりますから、いづれこの請願をいづつ扱うかということについては、委員長理事打合せできめられるということでごさいます。私は先ほど来の質疑応答から明確になることは、本法律案の審議に當つて、この請願はせひとも

審議の過程において取り扱うようにお取り計らい願ひたい。これはもう私は当然な要求と思ひますので、委員長に強く要望しておきます。

それともう一点、関連と申し上げましたのは、文部大臣も世論に十分耳を傾けなければならぬということ。常言されております。そこでこれに関連してお伺ひしておくと、今までの審議の過程において、きょうも文部大臣からも、また中川委員からも発言がございまして、世論はすいぶんこの法案について批判的である、それは法律案の内容について誤解があるからそれに基くものであるということ。主張されております。(「その通り」と呼ぶ者あり)二十八日の私の總理に対する質問に對して、文部大臣は總理の口をしてそういう答弁をさせました。そこで私は新聞社の論説で誤解に基くというものの資料を出していただきたいというところを要望いたしました。そうしましたところが、その要望に基いて、朝日新聞の二月二十六日、それから同じく朝日新聞の三月十四日の社説が誤解に基くものとして資料が出ています。われわれはこの法律案を審議していくに當つて、世論に耳を傾けると同時に、また請願の趣旨を尊重し、参考にしなくちゃならぬわけでありまして、この二つはかなひのですか。きょう私はこの内容は聞きませんが、この二つに基いて、この新聞論調は誤解に基くものだと断定されておるのではありませんか。私はもう少し資料を出していただきたい。で、それに基いて他日審議をいたしますが、この際、この朝日新聞の二つの社説以外にないのかどうか、その点を承つておき

ます。

○國務大臣(清瀬一郎君) これを代表的なものとしたのでございまして、数々の日本の日刊新聞を全部出すわけには参りません。これによつて御承知を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 委員長、要求……。朝日新聞の二回の社説だけでは、われわれは文部大臣並びに總理大臣が誤解に基く論調だと言つて結論を出すわけに参りません。従つてあとう限りの資料を早急に本委員会に出していただくことを委員長を通じて要求いたします。よろしいですね、出して下さい。資料として出していただきたい。よろしゅうございませぬ。返事しないですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 可能であるかどうか、いづれ調査します。

○矢嶋三義君 可能であるかどうか、資料として出して下さい。總理と文部大臣が発言された以上、その裏づけになる資料を出すのは当然です。だから委員長を通じて要求いたします。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長は資料を要求いたしますが、文部大臣においてどういふ資料が出るか、不可能なことは要求できませんから、可能かどうかを考へて提出すると言われるのだから、文部大臣の御検討を待つて、そうして資料を提出を求めます。

○矢嶋三義君 それに基いて審議します。早急に出して下さい。

○小幡治和君 世論はこの二法案に対して反対である、そういうことを一体知つておられるのかというこの非常な質問が今出ておりましたので、私は文部大臣に別な見地から御質問申し上げたいのですが、われわれのところに来て

おる世論というものは、私のところには県下の各町村長並びに町村会議長、あらゆる人々からこの法案を通せという非常な強い要望というものが毎日毎日山のごとく来ているわけですね。(「うそ言うな」と呼ぶ者あり、笑聲) こういうような面について——實際来ている、あなた方知つておるか。(笑聲、「お前の部屋に入れられないだろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(加賀山之雄君) 不許可の発言はお慎し下さい。

○小幡治和君 君ら知りもせぬでそういうことを言うな。そういう面について、一つ文部大臣は御存じかどうか。要するに今の話は、それこそ何百万とか何とかがというように、とにかく反対だというふうな……われわれのところにもほんとうにそれはすいぶんたくさん来てる。そういうふうな、(「山のように来てゐる」と呼ぶ者あり、笑聲)それは一つの形容詞だ。常識で一つ考へていただきたい。どうも非常識なことを言われるので困るのですが、そういう面について、われわれのところにも町村長並びに町村会議会、これはもう一つの決議をもつて、要するに町村民から選挙されておるところの町村会議会は決議をもつて、その町村民全体の意思としてこの法案を通せということを盛んに言つてくるのに対して、これは一つの世論だと思ふ。そういう世論に対して文部大臣は御存じかどうか。これを一つ伺ひたい。

○國務大臣(清瀬一郎君) 重要な問題でありますから、民主政治のもとにおける國民は、こういうことは関心を持つのは当然でございまして、この法

律案を骨折つて通過すべきだという激勵並びに督促の書面、電報及び面接等は応接にいとまはございませぬ。(「一方はどうだ、一方は反対するのは来ないのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) 発言を求めて発言をされるように。

○安部キミ子君 文部大臣は、七百二十万……ただ私は形容詞の山とか川とかいうのではなく、事実、一人々々集めた事実、それに署名した人が七百二十万、このことはもうはつきりわかっていることでもあります。ただ形容詞とか架空なものではありません。事実でありますね。そういう意味で、この七百二十万の請願が誤解に基いてなされていると、こういうふうな大臣はそれではお考えになつてゐるのでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) その請願ははまだ拝見いたしておらないのです。それゆゑに誤解に基くか、基かないか申し上げるわけに参りません。先刻荒木さんにお答えしたことで御了解を願ひたいと思ひます。

○安部キミ子君 先ほど、この法案に反対してゐるのは誤解に基いてゐると、こういう意味で先ほど中川委員からも発言がありました。そうすると私は、この請願は誤解に基いてなされてゐるのかないかという基本的な問題からまたせんきしなきやならないと思ふ。そういう意味で、こういう請願を出された人たちの声を聞くために、なるほど公聴会もここでごさいます。地方の公聴会も私は必要だと思ふ。そういう意味でこれは加賀山委員長にお願ひするわけなんです。もちろんこの席で地方に公聴会を持つと

第六郎　　文政元年乙未歳録言二二三
 そうであると御否定なさらないまでも、そういう心配もあるというふうな御発言がありますので……

審議するに当りましては、やはり教育

は、一面においてはある程度結果をあげておるのでございます。わけでも職前の知識の詰め込みという学校教育

います。それゆえに、人間の力でできるならば、これは正常に返したい。もつともすべての改革は、どかんと大

す。これは今大臣の仰せられたこととははねがたに、一にしておりますが、一応この際繰り返してみたいと思います。義

務教育が延長されたにもかかわらず、一般に学力は低下しておる、こう申された。それから教育の重点が人間形成、人格形成、これに置かれておるにかかわりませう、学園はだんだんと荒れまして、青少年の犯罪増加率は空前の数字を示しております。一体これはどこから来てるのか、どういう原因に基くのであるか、それは自民党の政治が悪いからだ「静謐に願います」と呼ぶ者あり、これは教育制度が悪いのか、あるいは教科課程が悪いのか、もしくは教える先生がよくないのであるかというのを申したのであります。〔大事なこと〕を落している」と呼ぶ者あり、しかし今にして考えてみまするといふと、いずれもが独立日本の国情に即しておらないものがあるのじゃないか、かように考えるわけでございいます。教育の現状を見ますと、うと、今大臣が仰せのごとく、学生生徒のうちから凶悪犯罪者を出してあります。また暴力教室も出現いたしております。今という師の影を踏ますという先生に対して暴行を加える。暴力を加える。それから万引その他によりまして警察の補導、保護を受ける児童生徒が多数に上っております。一面勤労意欲というものは非常に低下いたしております。純農村には疎に行き手がないうようなこともございいます。また高校を出ましたところの企業体の従業員が、労働争議には率先して参加する。一面教員の方を見ますと、いうと、これまた凶悪犯罪者を出しております。さらに体罰が盛んに行われておる。あるものはろうそくの火で児童の手を焼くというような極端なものもある。教育労働者なりと称して教壇

を顧みず組合運動に専念するものもある。さらにまた政治運動に没頭しております。この二つの流れを比較検討してみると、ここに何らかの関連性を持つものがあるのではないかと。相関関係があるのではないかと。うふうに考えられるのでございいます。もちろん類縁気分がまたに満ちておる。享楽を追ってとどまることを知らない一般社会情勢が相当教育の面にも及んでおるといふことはうなずかれるのでございいますけれども、やはり民主教育の結果というものがここに至つたというところは全然否定ができません。はなからうかと私は思うのであります。この状態に対して、一体教育委員会がどういう監督、どういう指導をしておられるか、寡聞にしてあまり聞かないのであります。でありますからして、教育委員会関係の方々の話を承わりますと、学力は決して低下しておらない、また教育の民主化というものはきわめて円満に進行しておる、こう言われるのでございいますけれども、私もこの現前の事実をながめまして、一々これを肯定することはできないのでございいます。従いまして、本法律案というものは、こういう面から生れざるを得ない環境に置かれたのではないかと、かように考えるのでございいます。この点につきまして、ただいまの御答弁で大体了解はついたのでございしますが、なおお考えがございましたならば、一応御答弁願いたいと思っております。

○国務大臣(清瀬一郎君) 全くたゞいま御指摘の通りに考えております。〔もうちょっと大きい声で大臣願います〕と呼ぶ者あり、児童生徒それ自身も、また教員もやはり敗戦後の日本の状態には相当影響されておると思えます。〔それはみんなが影響されてます〕と呼ぶものあり、中には熱心に、気の毒なくらい熱心に教職員諸君が薄給に甘んじて教育に従事されておる例も承知いたしております。しかしながら、何を申しても六・三・三・四という、もう直ちに学校を非常に拡大いたしまして、今日は大学のごときは四百九十九校もできております。それでこれに適当な人間を配するといふことは、これは容易なことじゃございませぬ。それゆえに、私は責めるのじゃございませぬけれども、教職員諸君もやはり時代の影響を非常に受けておられるのじゃないかと、これが一つ私の考えであります。

それから真の民主主義、真の自由主義は、伝統のいいところはこれを存して、さらに進歩するべきものであるといふのでありますけれども、急激な変化でありましたから、日本人及び日本国のいいところまでも玉石混淆に焼いてしまったということがもう一つあるのじゃないかと思ひます。ことに人格の陶冶といったことが十分に私は行われておらぬんじゃないか、これをどういふふうにするにすればいいのであるか。別に本院にも今御審議下さつております臨時教育制度審議会等によつても一つこの辺を、すなわち簡単な言葉でいへば、倫理道徳の基準をどうして維持するかといふことも考えていただきたいと思いますのであります。

それで学力の低下は、これも今自主自立の創意による勉強の仕方はいいんです。いいんであります。が、何もかも創意というわけにいきません。自然法則というものはこれは先人が発見し發明したものであつて、これを授けてその応用面を創意工夫しなければならぬというのがほんとうであらうと思ひます。が、初めのころは何もかも創意だといふことで、まだ幼稚な子供に相互討論をやらしてみた、こういうふうなこともありますが、これは教授法の誤解であります。が、そういうことはまあ比較的末梢なことでありまして、けれども、教授法についても幾らか検討の余地はあらうと思ひます。そこでこういうことを政府の方から明治時代のように直接干渉しないで、地域社会の知能でもつてこれを導こうといふのが本来教育委員会でありましたが、これを直接選挙のみによるといふことは、実際にせつかくその村のうちに相当な名望家なり常識を持つておられるりつぱな人がありまして、選挙してまではなうたつたようなことでございいます。また婦人なども、ことに小学校の教育には女の方の意見は非常に用いなければなりません。が、さあ選挙ということになるといふと、相当の家庭の奥さんは立候補ということにはなさらないといふことで、今の制度では、はや数年間の経験で、わが国の風土には適したといふことが発見されたのであります。それで今回の案のような、直接公選によつた町村長が、私は町村長に非常に敬意を表するので、新教育があれだけ日本が破れたあとに六・三・三制というように、戦争に負けておいて、負ける以前よりもなお大きな教育を作つたのですから、それには町村長は非常に苦心いたしております。これらの人の眼識によつて、町村会と相談をして、村内一流の教育熱心家を教育委員

員会に集めることができましたら、この弊害を除くことができればぬかと、これが私どもの念願でございいます。御趣意において川口さんと同じ憂いを持つております。〔休憩々々〕と呼ぶ者あり

○委員(加賀山之雄君) この問題は非常に重要な問題でございいますから、もう少し御質問を……

○川口高之助君 よき伝統を重んずるということとは、これは大切なことと存じます。今、大臣仰せのごとく、古い伝統が減り、新しい思想による道徳というものがいまだに起つてこない、そこに混乱の原因があると、かように考へるのであります。でありますからして、この際どうしても教育の力によつて国民の気持を引き締め、国民精神に背骨を入れていただくということが必要ではないか、かように考へるのでございいます。そこで、この最近の報道によりますと、アメリカ民主国、この大黒柱となつておる、また支柱となつておるところの民主教育に大動揺を来した。そして国家の危機が叫ばれるに至つたその原因は何だと申しますと、第一に施設費が非常にかなり過ぎる。従来市町村の固定資産、これによつてまかなわれておつたものが、現在は連邦政府からして五五〇の補助がある。な中央政府からも若干の補助が与えられておるといふことであります。

第二には良質な教員が得られない。これは何に原因するかと申しますと、一般国民が享樂に流れ、派手になつた。従いまして、地味な教育、いわゆる教員を志願する者が非常に少くなつたために、現在全国で八万名余り

の不足を告げておる。

第三には、進歩主義者、デューイと申しますが、この方式教育の失敗という点であります。教科内容の欠点からして、一般に学力が低下した、基礎教育をおろそかにしたということ、さらにまた学校を楽しいものにする、精神面の抑圧を除く、こういう指導方針が一般の生徒児童を甘やかした、規律、道徳の破綻を来した、国家思想の喪失、続いて青少年の犯罪が激増をしてきた、こういうことがあげられておる。ために積極的な指導方針に切りかえると同時に、全国二千名の専門家を開きました。民主教育に一大改革を与えたということになったと報道されております。で、もしこれが事実であるとするならば、与えられたわが国の民主教育というものは全きを得ないということこれはもとより当然のこととであります。まして偏向教育も加わりまして、わが国の状態はアメリカ以上に危険な状態に追い込まれておるのではないかと存じます。でありますからして、先に申したごとく、この改正法案にさらに一歩前進しまして、わが国の教育制度というものは根本から変えなければならぬ、かように考えておるわけでありますが、いかがでありますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今川口さんから御説明のこととはほぼ同様なことをある新聞で私は読みまして、わが国と、アメリカのような富んだ国、すなわち金持ちの国と同じような悩みがあることを見て私も驚いたのであります。教育と財政との関係、教員の欠乏その他非常に同様な状態にあると思

ます。わが国は、前にも申しました通り、特殊の事情があるので、敗戦後経済はあの通りであるし、人心は動揺しておるのであります。幸いにして戦後十年、わが国の経済もやや安定した時期でありますから、本年はちょうど私はいいときであると思ひます。この案と同時に教育の根本について御検討を下される委員会も提案いたしておるのをごさいます。これらと相待つて今川口さんの御指摘のようなことが改まることをお願いいたしております。

○川口爲之助君 ただいま私は偏向教育ということ申し上げましたが、この点につきましては、時折現場の先生から、教員から、直接承る機会もあるものであります。また行管の特別委員会におきましてもこの点は指摘されておるのであります。さらに日本在住のスイス国国際記者のアメリカ雑誌への投書、通信記事、そのうちにこういうことが書いてあります。日本は民主的方法を導入いたしましたから、教育は事実上混乱に陥った。ある小学校の教師は共産党の宣伝を彼らの教育よりも重要であると考え、またカール・マルクスの資本論を教材としたしておる学校もある。児童に対して両親の言うことを聞かなくてもよいと教えている教師もある。(午後後にやたらいいいと呼ぶ者あり)さらにあらゆる手段を尽して生徒の自衛隊への志願を阻止している学校もある。そうして著しくその権威を減殺された文部省は、この混乱に対して、秩序を与えることができない。こういうことが記されております。一体こういう事実が日本の義務教育の面に行われておるのかどうか。もしこういう事実がありとするなら

ば、教育の中立性、それはもちろんのこと、思想の自由、学問の自由というものもすでに奪われておると申して差しつかえないと思ひます。一体この状態を何人が制限をし、秩序を与えるのであるか。おそらくこれは教育委員会以外にはなからうかと存じます。もし教育委員会が、こういう事実がありと仮定した場合に、果して制限を与え、秩序を与えておるかどうかというのを私は疑問とするものであります。また独立した一国の文教の府に指導監督権がないということは、これは一つの錯誤ではないか、かように考えておるわけであります。指導監督の権限があつてこそ真の教育というものが行われる、かように考えております。大臣のお考えはいかがですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) お話の前段の教育界における思想的偏向です。私としてはありと断言はできませんが、偏向のおそれありという声は非常に大であります。現に衆議院の行政監察委員会において証人を呼びましたところ、宣誓の上、それを述べた証人もあるものであります。非常に重大なことであります。さうなる声がある以上は、これについて非常に注意をしなければなりません。教育委員会はこれらのことについて十分に注意をすべき任務を持つております。この案では、私の方々では、今よりもいい、または強い教育委員会がでるべきもので提案いたしております。文部省には、教育委員会法五十五條の二項でありましたか、今の規則では、文部大臣は、都道府県委員会または地方委員会に対して、行政上、運営上指導監督をしてはならぬという法律があるのです。(うじやない「指導じゃない」指導では責任があるよ」と呼ぶ者あり)これは私はちつと行き過ぎだと思つております。それゆゑ今回の案では、この規則は変えました。日本全体の教育がよき連繫ある一体として運営できるように改めたのでございます。

○矢嶋三義君 議事進行について。川口委員大へんに御熱心に質疑中でございまして、川口委員の御了承を得られたい。といふことは、われわれのところは、きょうは副議長選挙があつて、先刻来再三再四議員総会に帰つてこいという要請があるものですから、やはり他の委員の質疑の内容を聞きたいと思ひまして、われわれ議員総会にまかり出ることもできないでいるわけです。それで時刻も相当になつておりますので、川口委員の御了承を得まして、ここで昼食時間にしまして、午後続いて川口委員の質疑を続けるようにお取り計らい願ひます。

○委員長(加賀山之雄君) それでは、川口委員、よろしくございませう。○川口爲之助君 それでは、質問を打ち切ります。

○委員長(加賀山之雄君) 文部大臣から発言を求められました。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今の教育委員会法の五十五條を讀んだときに、運営上指導監督をしてはならぬと読みましたが、これは指導監督をしてはならぬであります。(矢嶋三義君「当りませんですよ」と述べ)

○委員長(加賀山之雄君) それでは矢嶋委員の議事進行の動議通り、ここで休憩をいたします。

午後二時十八分開会

○委員長(加賀山之雄君) それでは午前に引き続き、委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。本日午前石井桂君、重政庸徳君が辞任され、中川幸平君、小幡治和君が選任されました。

○委員長(加賀山之雄君) 午前に引き続き、質疑を続行いたします。

○湯山勇君 午前中の川口委員の質問に関連して文部大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。川口委員のお尋ねになりましたことは、われわれがたいたまでいろいろ文部大臣にたゞして参りました。この法案を提案するに至つた経過、並びに現在政府、特に文部大臣が国民の意向をどうとらえており、これに対してどう対処しようとしておるか、こういう点についての問題と関連がある問題であつたと思ひます。そこで川口委員の御質問の中に、現在の青少年をどう考えておるかという具体的な例をおあげになつて、現在の学校教育あるいはその他の面における道義面の低下というようなことをおっしゃいましたが、これについて文部大臣の御答弁を承つておりますと、文部大臣は現在の断面を御指摘になつただけであつて、そのよつて来たところのものを十分御把握になつての御説明がなされなかつたと思ひます。もし、ただいま文部大臣が御答弁になつたやうなそういう見方で現在の子供たちの教育を見ていくとすれば、それは非常に冷たい見方ではないかというように考えますので、その点についての

お尋ねをしたいわけでございます。

それは本年成人をした二十才の青年という者は、ちょうど戦後十年たつておりますから、戦争中に十年間を過ごし、戦後十年間を今日の社会で過ごしております。で、この青年たちが一体戦後十年の間でどれだけのまともな学校教育を受けてきたか、これは戦後数年間教室もなく、机もなく、腰かけもなく、教科書もなく、ノートもなく、食べるものにも不自由しながら、私も当時の実情をよく知っておりますけれども、板の間に座って、そこでいろいろやって参りました。だから今日教育を評価するその対象になるようなそういう教育は受けてきていなかったわけでございます。そういう子供たちを、そういう経過を経てきたというあたにかい目で見てやらないで、ただ、今日いろいろ問題があるということだけでそれに対する批判をし、それに基いて今日たまたまの教育を処理していこうというところには私は大きな問題があるのではないかとこのことを考えます。さらに日本特有な重大問題であった戦後の数百万の青少年を喰ふんだヒロポンにいたしましたも、決して、戦後の教育の所産とか、あるいは社会自体の所産ではなくて、ヒロポンを使うということとは戦時中の予科練等、そういうところで覚えたものが、そういうところの教育が戦後につながりを持ってきたてああいふ社会現象、特有な憂慮すべき現象を起したことも文部大臣はよくおわかりのはずだと思ひます。けんかをしたというようにもおあげになりましたが、私も実例について申し上げますならば、戦争中勤労動員で工場に出ていた生徒が切り出しナイフ

で同じ工場に出ていって他の学校の生徒を突き刺して殺した例もございす。あるいはそういう中におきましては、夜業などのときに、いつの間にかたばこを吸うことを覚え、あるいは品物が不自由してゐるためにいろいろそういうものを持ち帰ったりしたなどで問題になった例もございす。従つて今日道義が頹落しておるといふようなことを文部大臣御指摘になりますけれども、そのよつて来たるところの多くのものは、あの戦争末期の教育よりも勤労動員が優先するのだという方針から、教育に対する熱意とあるいは教育に対する信頼を失つてきた、そういう国のやり方そのものが、敗戦という現実、社会の混乱という現実の中で、そういう拍車をかけられてきた、そういうところに大きな原因があつたと思ひなればならないと思ひますが、そういうことをつづきに検討していかなければ、今日の青少年を責めるより前に、あるいはその欠陥を指摘するより前に、われわれとしてはなさなくてはならないこと、政府としてなさなければならぬことがあつたと思ひます。十分今日の新しい制度において新しい教育を受けてきた者が、十分なる教育を受けてきた者が大臣のお考えになるように果して悪いかどうか、誤つているかどうか、そういうことの検討なくして、ただ、今の青少年、あるいは今成人したような若者たち、そういうものだけを見て結論を出すことには早計のそしりが免れないと思ひますが、こういう点についての大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) けさはど川口さんのお問いに対して、私はまず第一に、教育というよりも戦後の特殊の状況、社会の動揺、そういうことが影響してゐるというところは申し上げたので、その点はあなたと言葉は違ひますが、同じことを言つておるつもりです。誤解のないようにそれは繰り返して申し上げておきます。

それからまた私が今の青少年を責める言葉は一つも使つておりません。どういふ原因であらうとも、こういうことを言つております。今日学徒の道徳性、あるいはまた学力低下といったようなことは、これを数量で示すことはできぬけれども、世間でその声がある以上は、これは重大だから耳を傾けなければならぬ、こう言つておるのであつて、今の学徒を責めるのじゃない、責むべきは今まで長い間の教育を元に返すことのできなかつた政治家にあるのです。しかしそれを責めるというのじゃなく、現状がこうである以上は一日も早く回復の道を講じなければならぬ、こういう心持ちで答えておるのであります。あなたの御意見とちつとも違ひません。

○湯山勇君 ただいまの大臣の御答弁につきましても、いろいろ問題があると思ひますけれども、そういう問題についてはまた別な機会によくお尋ねいたしたいと思ひます。ただ大臣のおっしゃつたうちで世間の声と、具体的に精密な調査に基かないで、世間の声とこういうことをおっしゃいましたが、これは私は非常に問題だと思ひます。それは大臣にしても、あるいは昔から今どきの若い者という言葉がありすが、今どきの子供はという言葉も昔からございす。そういうことと今日の大臣が御把握になつておるそういうものとは異質のものか、同質のものか、そういうことに対する精密な調査がなければ軽々に判断できない問題じゃないか。これはどの社会でも同じような言葉は、今どきの若い者はとか、今の子供はとか、あるいは老いては子供に従えとか、そういうことは今に始まつた言葉ではありません。だれもが常に子供たちをよくしつたために、子供たちを励ます言葉、子供たちにこうあつてもらいたいという念願の言葉をそのまま受け入れて、それがあたかも具體的にそうであるような言い方をされることには私は疑義があると思ひます。で、これは一つ大臣に御反省も願わなくてはならないと思ひますし、そうでないとなれば、風潮というやうなことでなくて、精密な資料に基づく御答弁がいただきたいと思ひます。

これは一つそれだけにしまして、次に私は教育基本法と本案との関係、これをお尋ねしたいと思ひます。

教育基本法によれば、すべての文教関係の法律というものは教育基本法に基いて、教育基本法を実施するために必要な規定がございすが、大臣はこの点をお認めになりますかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育に関する法律及び行政は、教育基本法の趣旨に基くものと思つております。

○湯山勇君 そういたしますと、本法もまた教育基本法に基いておる、こういうふうには大臣はお考えになつておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りです。

○湯山勇君 教育の中立性を守る二法案には、明らかに法律の目的として

八、十條が指定されてございす。あるいは教育公務員特例法には明らかに六條が引用されております。それから現教育委員会法には明らかに十條が引用されております。本法は一体教育基本法のどれだけの条文を直接受けておるのか、一つ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 全部であります。この教育基本法に書いてある全体は、教育行政をするについて心得なければならぬことであります。

○湯山勇君 そういう心がまえとかいうものではなくて、私は法律についてお尋ねしておりますから、どの点とどの点との点と、明瞭に一つ御指摘願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 全部でございす。この教育基本法十一條のうち、どれを省くという条項はありません。地方教育行政をやるのにこれ全部を前提としてやつております。

○湯山勇君 それではこの教育基本法にはそれそれ見出しがついておりまして、たとえば第一條には教育の目的、第二條には教育の方針、それから三つと飛ばしまして、第八條には、二法案の基礎になつた第八條には政治教育、あるいは教育公務員特例法の目的になつておる部分については第六條学校教育、現在の教育委員会法は、これは教育行政というところに地方中央を通じて該當いたしますから、やはり第十條が明かに引用されております。この法律は、一体教育基本法の見出しのどれに最も直接つながりを持つておると大臣は御判断になるか、伺ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今申す通り、全部であります。これと類似した

のは学校教育法ですが、これも全部に
関係があると思つたのか、条項をあげ
てはおりませんので、地方教育行政を
やるのにはやはり学校において人格の
完成ができるように、そういう目的を
始終頭に置かなければならぬし、また
教育の方針は自他の愛敬と協力による
といったようなことも考えのうちに置
かなければなりません。本案の二十
三、四条をこらんださつても、そうい
う趣旨で教育を指導しなければならぬ
のであります。あなたの御引用の第八
条の、一党一派に偏せぬということ
もその通り、十條の、不当な支配に服
することなく、また国民全体に対して
直接に責めを負う、これら普遍的なこ
とはみなこの法案のうちにあるのであ
ります。それでこの教育の根本の目的
を失つた場合には何とか措置をしなけ
ればならぬといつて、五十二条には教
育基本法全体を引用しておるのです。
教育本来の目的にかなわぬ行いがあつ
たならば、それについて措置をするこ
うなことでありますから、地方教育行
政全般をおおふ広範な法律でありまし
て、どの規則は守らぬといふというこ
とはありません。これ全部です。

○湯山勇君 そうすると、本法は教育
行政の法律ではなくて、教育全体の法
律、こういうことでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方教育
行政の組織運営に関する法律でありま
すが、運営をするのについてはやはり
基本法全体を頭におかなければなりま
せん。

○湯山勇君 私はそういうことをお尋
ねしようという意思はございません。
この法律は地方教育行政を規定するた
めの法律なのか、教育内容を規定する

ことを目的とした法律なのか、それを
お伺いしておるわけでございませうか
ら、一つ御答弁は端的に願ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方です。
全体ではなくて地方教育行政の組織と
運営に関する法律です。運営に關係し
ますと、やはり内容にも触れて来
ます。

○湯山勇君 内容に触れる触れないと
いうことをお聞きしておりませんか
ら、どうか一つ簡明にお答え願ひた
い。地方教育行政の組織と運営、わか
りやすく言えば地方教育行政の運営、
こういうことではないのでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方教育行
政の組織と地方教育行政の運営であ
ります。

○湯山勇君 よくわかりました。そう
すれば大臣はどの条にもつながらつてお
る、これは私も認めます。どの条にも
つながつてはおるけれども、少くとも
この法律は地方教育行政の組織と地方
教育行政の運営ですから、そうすれば
結局教育行政に關係する法律、こう規
定するのが私は正しいと思ひますが、
間違ひでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 同じことを
言つて恐縮であります。地方教育
行政の組織と並びに地方教育行政の運
営、運営といふと、やはり内容に
接近いたしますので、現にこの二十三
条等をこらんださつて、教育基
本法全体をこれ頭におかなければこの
ことは委員会は理解しませんが、このこ
とが抽象的なようなことだけれども、
一番大切なことですね。だからこれを
省くわけにはいかないのです。

○湯山勇君 私はもつと大臣はすらす
らとお答え願へるかと思つたのです
が、こういうところであまり時間を費
したくないのですけれども、どうも御
答弁が納得できません。この組織とい
うのは地方教育行政の組織、これはお
認めになったようですが、運営という
のは教育内容の運営でしょうか、教育
行政の運営でしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 地方行政の
運営でございませう。しかしながら地方
行政の——地方教育行政の運営とい
ますと、学校をやつておることを見定
めて指導なり助言をしなければなら
ません。この点において教育委員会の委員
はやはり教育内容について目を光ら
すといふことになりまうから、内容の
ことを除いて申しますと、あなたの
お問いに端的に話が早ようつくよう
ですけれども、實際はそうではないので
す。教育委員会の委員の人が学校でど
う教えておるか、修学旅行をどうして
おるか、それらはやはり委員会の大き
な使命でございませうから、その部分を
切り捨ててあなたにお答えするとい
うことはできないのです。

○湯山勇君 それでは、大臣のおつ
しやるのはそういうことが伴つてくる
というようなことを私は否定してはお
りません。教育委員会の職務権限の中
にそういうものが含まれてくるという
こともこれは否定しておるのではあり
ません。しかし法律は何を規定する法
律かといへば、地方教育行政の組織と
地方教育行政の運営に關係する法律なん
だから、そうすれば当然この法律は教
育行政の中の地方教育行政に關係する法
律だ、こういうことになつてくる。そ
うすれば教育基本法の第十條に明らか

に教育行政と題目があげてありますか
ら、これと直接結びついてくるという
ことは、私は率直にお認めになるべき
じゃないかと思ふんですが、質問の方
向を変えて、なぜ大臣はそれをお認め
にならないのですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 皆さんの御
審議を正しくするためでございます。
第十條が關係しておることはむろんで
ございませう。それは否定したことは一
べんもございませう。しかしながら、
これをこらんださつて、二十三條の
第五号、「学校の組織編制、教育課
程、学習指導、生徒指導」それから第
六号をこらんださい。「教材の取扱に
關すること」、こういうことが教育委
員会の重要な仕事である以上、委員会
は作るだけが能じやないんです。そこ
で仕事をするということが一番中心で
あります。眼目であります。生命であ
りますから、それで、私は教育内容
に關し、基本法全体をやつたり背後に
持つてこの法律案は作つた、こう申
し上げておるのです。第十條が關係し
ておることはちつとも否定いたしてお
りません。

○湯山勇君 大臣のおつしやることは
非常に、わかつておりながらあいま
に言つておられる点が見られまして、
遺憾でございまして、それでは、今の
文部大臣の御見解からいへば、旧法で
目的として直接第十條を掲げておるこ
とは、これは間違ひであつたというこ
とになると思ひますが、そうでござい
ますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 旧法の立案
者はこれでいいと思つたのでありま
しょう。第一、今回の案は、地方教育
行政の運営で、委員会だけのこつちや

ございせんから、第一條をこらんだ
さつていふと、「教育委員会の設置」、
これは元も同じことです。「学校その
他の教育機關の職員の身分取扱その他
地方公共団体における教育行政の組織
及び運営」と、で町村長のすること
も、やはり二十四條には掲げておりま
すのです。ですから、元のよう
なあの一カ条をこつて抜くといふこと
は適當でないです。しかしながら、こ
の一條に、教育基本法を特に再び復唱
しないでも、あれは教育基本の法律で
ありますから、どの教育關係の法規
もそれを上にかぶつておるといふこと
は事實でございませう。

○湯山勇君 それでは、大臣のお説に
よれば、町村長とか知事とかという問
題は別として、旧といひますか、現行
法において、教育委員会法が、現行
法に於いて、第十條を掲げてお
りながら、教育課程や教育内容に觸れ
るというのはふさわしくない、こう
いう御判断に立つて今の御答弁
をなさつておると思ひますが、それを
そう解釈してよろしゅうございま
すか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは法律
を起草する技術のことでございます。
戦前の法律は同じことを繰り返さない
で、もう一べんあつたことはその通り
で進んでおります。このごろの法律で
は繰り返していきこともあるんです。
ですから、あなたのつしやる通りで
す。こういう基本法の重要なものをこ
こへ書いても、それは間違ひじやない
んです。このごろの立法技術として
は……しかしながら、教育基本法全
体が關係すると思つておるのか、
それを一々こへあげるのはいか

にも重複だと、書いてはおりませんけれども、教育基本法を全部をかぶってこの法律ができておるのであります。

○湯山勇君 教育基本法の全部をかぶるという事になれば、それは現行の教育委員会法も同じだと思ひます。決して、第十條を特に目的にあけておつたとしても、他の条章を無視するといふわけでもなく、他の条章も当然考慮に入れて現行教育委員会法もできておると思ひます。ただその中で、特に現在の教育委員会法は、第十條を直接強く受けておるんだという表現がなされておられます。大臣は今回はそういうことをしなかつた、その理由として、この十一カ条全部を平等に受けておる、こういう意味の御説明のように私は受け取りますが、そういうことでござい

ますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 少しあなたのおつしやる通りを了承しがたいのです。あなたのお問ひのうちにありました通り、教育関係の法規または行政、これはもう教育基本法を前提としておるものでありますから、それで書かなかつたのであります。それから現在の教育委員会法もあなたのおつしやる十條だけじゃないのですか。「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」、こういうこともついておるのです。これも今回はつけてもいいのです、つけようと思へば、しかしそれほどする必要はなく、公正な民意によるという事は憲法にもあることであります。それからまた地方の実情に即するということも、これも当然のことです。また教育基本法全体をかぶつていこうという事は、日本の教育法規の当然でありますか

ら、立法の技術に關することであり、するが、この方が簡明でよからうと、これから読む人にもこの方がいいではないか、この一カ条をとりまして、ほかの方をとらないと誤解も生ずる、現在の教育委員会法も十條だけじゃないのです。ほかのことも順法してやるのは当然です。

○湯山勇君 私のお尋ねしたのと同じようなことを答へておつしやいました。が、私も同じようなことをお尋ねしてゐるわけですね。それで、特に十條だけだということも申し上げておりましたけれども、教育行政ということになれば、特にこの法律が教育行政を規定した法律であれば、特に第十條とのつながりというものは、他の条項と密接なものであるという事は肯定しなればならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育基本法のような精神的法律に差別をつけるという事は、どうも私もしるくなから、みな関係してゐるとは申し上げておられますけれども、組織ということになると、あなた御指摘の通り十條が一審密接であります。

○湯山勇君 それで大臣の御意向よくわかりました。第十條によりますと、これはまあ、大臣よくおわかりの通り、不当なる支配に服することなく、国民全体に對し直接責任を負つて行われるべきものである、こういうことになつております。ここで端的にお尋ねしたいのですが、この現在提案されてゐる法律によつて、教育に對して住民に直接責任を持つ、国民に直接責任を持つのはだれということになつておりましたか。だれが教育に

對して直接責任を持つ、国民に對してそういうことになつておりますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この法律で地方教育行政をする人はみなでござい

ます。すなわち知事も、それから市町村長も、教育委員も、教育長も、指導主事も、すべて地方教育行政に關係するとしてこの法律にあげた者は、みな国民全体に對して責任を……。

○湯山勇君 直接ですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 住民といひましても、村の教育委員会じゃから村民だけに責任を負うというのじゃない、これは国民全体に對して責任を負う、こういうことでござい

ます。

○湯山勇君 従来現行法の説明では、教育委員会は地方においては全責任を持つのだということをしばしば説明されておりましたし、現行法では制度の上でもそのようになつておりました。そこで今回の法律によれば、直接国民に對して責任を持つものが變更になつた、こういうことでござい

ますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は現行の法律でも、教育関係者は国民全体に對して責任を負うておるものと考へておりました。ある村の教育委員会だから、その村だけに責任を負う、そういうふうには今も考へておらないのであります。

○湯山勇君 私が尋ねてゐるのは、そういうことではなくて、現行法では地方の教育については教育委員が全責任を持つ、それは教育委員会が全責任を持つ、その意味は、教育長も含め、指導主事ももちろん含めておると思ひます。ともかくも教育委員会が全責任を持つのだということになつて

おりました。ところが今回のたゞいまの御説明では知事も持つ、市町村長も同じように直接国民に對して責任を持つ、こういうことでござい

ますが、それとすれば、従来の現行法の趣旨とは責任を持つ者が變つてくるということになるのではないかとお尋ねをしてお尋ねしておるわけではござい

ます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在の法律によりまして、やはり、いやくも事教育に關する以上は、知事であらうと町村長であらうと、やはり教育基本法十條の趣旨を受けて、みな国民全体に對して責任を負うと、こういうことに私は考へておるのです。

○湯山勇君 そういうこの倫理規定は私も認めます、大臣の言われる通り、けれども法制上そうなつてゐるかどうかという事について、今法律の審議ですからお尋ねしておるわけで、それでは現行法において知事あるいは市町村長、その他の者が直接教育に對して国民に責任を持つということとはどこに示されておりましたか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは教育基本法の第十條でござい

ます。あなた御指摘された十條第一項にそのことが書いてあります。

○湯山勇君 私は教育基本法の方をお尋ねしておるのではなくて、現在の教育委員会法において制度上そういうことをお尋ねしておるわけですから、それについてお答え願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在の制度でも、どの法律によつて教育関係者すなわち委員会、長、これなどが責任を負うかというお尋ねでありましたが、やはり現行のものにおいても教育基本

法の第十條と、もう一つさかのほれば憲法第十五條の第二項、国民全体に對して責任を負う、こういうことでござい

ます。

○矢嶋三義君 ちょっと関連して。大臣の答へ承つておられますと、どうしても基本的に納得できないものがあると思ひます。それで伺ひますが、この法律は大臣の御言明によると、教育行政の組織と、それから教育行政の運営に關する内容の法律だと言ひます。でありましたならば、少くとも教育行政の組織教育行政の運営をやるに當つての基本的な立場、基本的な心がけというものがこの法律に明記さるべきだと思ひ

ます。現行教育委員会法と違つてその基本的なよりどころ、基本的な心がけ、その根柢は教育基本法にあるわけですが、それをなせしめるさないのでござい

ますか、その点よくわかるように説明して下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育基本法はその前文にもあり、また第一條にもあります通り、日本の教育法規はすべてこの精神によつてやることは当然でござい

ます。それでもう一度驚くに及ばないと考へたのでござい

ます。今湯山さんに對して数回お答えした通りでござい

ます。

○矢嶋三義君 湯山委員に答へされたのを了解できないからお伺ひしてゐるのです。先ほどあなたはこういうことを認められました。この法案は教育基本法の全文を受けてゐるのであるが、しかし教育行政という面から教育基本法の第十條に最も密接なつながりがあるという事を肯定されました。従つて現行教育委員会法においてはこの第十條の精神、基本的な心がけとい

う

う

う

う

う

かることだと、もう一つ言えば憲法で
す。憲法も全体が関係しております。
そこで私は、前の執筆者は十条と、及
○委員長(加賀山之雄君) 関連で
○安部キミ子君 委員長。
軽視の考えは毛頭持っておりません。

○国務大臣(清瀬一郎君) 教育基本法
軽視の考えは毛頭持っておりません。

五項目に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律その他の問題の改正によって影響する点があれば改正する」

ういうふうに答えたつもりじゃないのです。教育に関する国の責任ということは、深く広い意味において、今度の

全体がウエイトの差こそあれ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案に織り込まれていると、こういうふう

○国務大臣(清瀬一郎君) 違います。これは地方教育行政の組織及び運営に関する基本法であります。教育には、地方教育行政以外の教育行政もございまして、しかしながら、地方教育行政以外の行政について考える時分には、地方にも影響することはあり得るのです。

○安部キミ子君 ですから、あなたのお答えはです、それはあの教育基本法というものは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の全部じゃないとも、その中に含まれている趣旨というものは、ウェイトこそ違え、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律案に織り込まれていると、だから私は先ほど湯山委員がこの法案の趣旨は、教育基本法の第十条に最もつながつているんじゃないかということをは強く質問しましたときに、あなたは初めそうじゃないかというふうなことを述べてられましたけれども、結局湯山委員が言われた第十条の趣旨に直接につながるそのウェイトがとても大きいのだと、こういうふうな御答弁があったと私は思いますが、違いますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 大体今のところ、十条が一番直接だところ申し上げておるのです。それと私が今申すことはちっとも矛盾も何もいたしてありません。

○安部キミ子君 大体私が聞きたいというところに焦点が合ったように思いますが、私はこれ以上追及しません。が、実は今、湯山委員の質問は川口委員の関連質問から出発しているのでありまして、私は今度は湯山委員の関連質問でなしに、川口委員の関連質問につながつて質問したいと思いますが、委員長質問をお許しただけですか。

○委員(加賀山之雄君) 湯山君いかがですか……。

○安部キミ子君 それではあとにいたします。

○湯山勇君 大臣にただいままで関連質問のあった事項を含めてお尋ねいたしたいのですが、大臣の御答弁によれば、知事、それから市町村長、それから県教委、市教委、こういうものは従来も教育に対して国民に直接全責任を持っておったことですが、それは間違いないと思いませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 間違いないと思いません。

○湯山勇君 そうしますと、現行法の第四条をどう願いたい。現行法の第四条によれば「教育委員会は、従来都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長の権限に関する教育、学術及び文化に関する事務、並びに将来法律又は政令により当該地方公共団体及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。」そのあとに大学と私立学校でありますけれども、これは別です。この大学、私立学校を除いて、今まで知事、市町村長あるいは県、市町村、そういうものにあつた教育、学術、文化、そういうものの一切が教育委員会に移つておきます。そうすると現行法では一体何が、この第四条第一項にある中で何が県に残り、何が市町村に残り、何が知事にあり、何が市町村長にあり、何が具体的に御指摘願いたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在で

○湯山勇君 現在です。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは知事、市町村が教育行政をなすものとして第十條第一項の適用を受けるか否かのことに關係しての問いと考えます。そこで大学、私立学校はあなたのお話の通り、知事または市町村長に属しております。それからまた学校の建設等に要する予算はやはり長が提出するものであります。二重予算として、二本建予算として委員会の方からも出すことはありますが、責任は、市町村長または知事が出すのであります。それがために事実としても戦後窮乏の財政で各長はいろいろ苦心をして、教育施設を作つたのであります。でありますから、現行法においても知事、市町村長が教育には少しも關係しないということはないと思いません。

○湯山勇君 大臣の御答弁はそのまゝ納得するわけには参りません。従来この教育委員会法ができるより前に市町村長なり知事の持つておつた教育、学術、文化、そういうものに対する事務、並びに将来制定するべき諸種の事務の管理、執行は教育委員会だと明確に示されてあります。そうすればこの委員会法ができるまで知事、市町村の持つておつた教育、学術、文化に関する事項はすべて教育委員会に移つた、こういうことが法律に明記されております。ただし私立学校あるいは大学はこれは別です。そうだとすれば、この現行法においてもすべての国民に対して直接教育に対する責任を知事、市町村長が持つていっても持ちようがないんじゃないでしょうか。この第四条の規定によれば、大臣がもし予算を出すということが教育行政だと、こうお考えになれば、それだつて教育委員会です。それから、この法律の趣旨からいえば、私が最初申し上げたように、すべて教育に關して、私立学校及び大学を除いた他の教育に関する、あるいは学術に關する、文化に關することは全部従来市町村長、知事が持つておつたのも教育委員会に移つたということからは、当然この法律の通り認められていくべきだと思ひます。それをも大臣は肯定されますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) いやしくもたとえ一つでも知事、市町村長が教育に關する仕事をすれば、やはり教育基本法十條の精神でやるのです。すでにこの第四条第二項に大学があるじゃありませんか。私立学校があるじゃありませんか。これらについて知事その他の地方の長が教育に關し干渉する以上は、これをもし逆にするね、私が落して答へたら答へが間違ひです。分量の大小は別として、知事、市町村長も教育に關する行政をやります。やる以上は、基本法第十條第一項の心がけでやらなければならぬ、これは明白だろふと思ひますが。

○湯山勇君 そういふことは私はわかつておつてお尋ねしておるわけ

○国務大臣(清瀬一郎君) さつき申しました学校建設の予算を出すことは大きなことの一つだと思ひます。

○湯山勇君 それは知事に限られた権限ではありません。市町村長に限られた権限でもないはず。そうだとすれば、予算を出すということはまた別の見方もできると思ひます。それは県財政全般の中のある部分としてのことならば、それはまた別の解釈ができると思うのですが、この条文通り言つて、大学と私立学校をのけて、この条文を忠実に読みたいので、教育委員会が知事、市町村長の持つておつたものを全部受け継いでおる、こういうことは明記されておるのですから、それを大臣は認めるのか認めないのか、そこが問題なんです。その点だけ認める、認めないと、こうはつきりおつちやつていただきた。

○国務大臣(清瀬一郎君) 現在の教育委員会法にあつた御朗読の通りの第四条のことには認めます。しかしながら、あなたが今のところでは教育基本法第十條の適用を受けるものは、どれとどれとおつちやいますから、たとえ私立学校だけでも、知事の所管にある以上は、大学も入つておりますが、知事または市町村長とある以上は、やはりこれは第十條の適用を受けるもの、うち先刻予算提出と言ひましたが、提出よ

り、予算の調整ということですね、提出までの調整ですね、これなどは大きな仕事でございませう。委員会の方でも、二本建予算を出そうという規則はありますけれども、しかしながら原則として市町村長はそれを調べて出すのであります。意見が違ったら、違う意見をつけて出す。つけて出すことそれ自身も一つの行政なんです。でありますから、あなたのお問いに対して、私は正確に正面に答えるために、知事、市町村長を入れたのであります。それを除いてどうだということお問いだったら、私は別に答えたかもしれない。

○湯山勇君 それじゃ質問の方向を変えます。よろしくございませうか。大学と私立学校を除いて、その問題を全部切り離します。そして第四条の第一項に指定された事項だけについて申します。これについては教育委員会が全責任を持ち、直接責任を持つ、こういう唯一の機関だということについてはよろしくございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それもまた少し漏れております。宗教法人に関することはやはり知事の責任であります。

○湯山勇君 そういうことを私はお尋ねしていいのですから、尋ねていいことをおっしゃらないようにしていただきます。第四条には宗教はあげてございませう。第四条は、教育、学術、文化です。宗教のことは触れておりません。なぜ大臣そんな御答弁なさるのです。宗教なんてありませんよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 第四条があなたの御朗読の通りのことは認めます。

す。今質問応答に係るものは、第十条の適用があるものが、委員会のほかにあるかということから起つておるわけですよ。そうすると、知事も市町村長も、やはり教育、文化、宗教に関することについて責任があるから、責任がある以上は、基本法第十条が関係してくる。そこで漏れなきがため、基本法第十条の適用があるような関係者はほかにないかとおっしゃるから、知事、市町村長がある。そうすると第一項についてはどうかとおっしゃるから、まだあります。宗教法人に関すること、こう言っているの、あなたに丁寧に答えるために、詳しく答えておるのでございませう。

○湯山勇君 私は第四条第一項についてだけお尋ねしておりますから、第四条第一項についてはという質問に対して、大臣はまだあります。宗教法人が第一項には宗教は触れておりませんが、大臣が、まだ宗教があるのか。大臣が、これにないのですから、そうすると第四条第一項に関する限りは、教育委員会が現行法では全責任を持つということとは間違いございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはもうすでにお答えしました。第四条第一項はあなたの御朗読の通りなことは認めておるわけですよ。ですから、そのほかに第十条の適用がかかるものはないかとおっしゃるから、私は申し上げておるのです。それは第四条第一項はあなたの申し上げる通りであります。

○湯山勇君 そうすると、新しい今審

議中の法律では、第四条第一項に関するところで、知事とか市町村長とか、そういうものが関与するものが新たにできるかできないか、これはどうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今回の法律では、少しできておるんです。それは法案第二十四条をごらん下さると、第三号、第四号、第五号がそれでありませう。今まで教育財産の取得は委員会自身が行っておる。これがおかしいんです。

○湯山勇君 大臣、簡単にあるならある、ないならないで結構です。

○委員(加賀山之雄君) そう大臣の答弁を制限しない方がいいと思ひます。(それじゃ詳しくて結構です。)

○国務大臣(清瀬一郎君) それで今度は委員会でもなく、これが市町村長が財産の取得処分をするんです。第四号の「教育委員会に所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと」、これは今までなかったんです。それから「教育委員会に所掌に係る事項に関する収入及び支出を命令すること」、これだけふえました。

○湯山勇君 まあ大臣が御指摘になった以外に、教育委員の任命とか、いろいろ大きい問題があると思ひます。そこで、そういうふうに行う法第四条第一項の教育に対する権限、責任の内容が今度若干移動したわけですから、そうだとすれば、移動する対象に対する調査は十分なされたと思ひますが、つまり市町村長というものの性格、知事というものの性格、そういうものに対する検討は十分なされた上だと思ひますが、これは抽象的ですけども、

なさったかなさらなかったか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) われわれの力の及ぶ限りはやつております。

○湯山勇君 それじゃ若干お尋ねいたしますが、従来は合議制の教育委員会が執行機関であつた、今度はそれが任命というふうなことも行われることになりました。そこで一体知事というものは実情どうなつておるか、市町村長はどうなつておるかということについて、相当私は検討を要すると思ひますので、これは何でしたら事務当局からでも結構です。一つお答え願ひたい。それは現在の教育委員会と、あるいは知事、市町村長とで、刑事事件を起しておる数は、どちらが多いか、これを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) それは今の質問に対しては、調べておりませんので、ただいまお答えできません。

○湯山勇君 これは私は非常に重要な問題だと思ひますので、お調べになつておりましたか、お調べになつていないことは非常に遺憾です。それでは教育委員会、あるいは委員でも結構です。在職中に起訴された者、これはどれくらいあるか、あるいは知事、市町村長で、在職中、あるいは在職中の事由によつて起訴された者がどれくらいあるか、これはお調べになつておられるでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) ただいまの点も、ただいま資料を持ちませんので、ここで答えできません。

○湯山勇君 それでは次に、任期途中で教育委員会が総辞職した例、件数です、それから任期の途中で、知事、市町村長が辞任した例、この件数はどうなつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) これも調査の上お答え申し上げます。

○湯山勇君 次に、教育委員会には、やはりリコール制があります。教育委員会にリコールを受けた教育委員の数、それからリコールを受けた知事、市町村長数、これはどういうふうになつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員で、リコールを受けたという事件につきましては、従来私も聞いておりません。知事、市町村長につきましては、ただいま資料を持ちませんので、お答え申しかねます。

○湯山勇君 それから次にお尋ねしたいのは、教育委員で再選……三選はないですか、再選された数、それから市町村長で、あるいは知事で再選された数、これはどうなつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) これも資料として差し上げたいと思ひます。

○湯山勇君 それから次にやはり市町村長、知事の性格を明らかにするためにお尋ねしなければならぬのは、現役、知事、あるいは市町村長が立つて、それからその人が候補者で出ておるながら破れた、こういう例はしばしばあると思ひますが、そういう例がどれくらいございませうか。

○政府委員(緒方信一君) ただいまのお示しの点につきましても、調査ができておりません。資料を持ちませんので、ただいまお答えできません。

○湯山勇君 私は今お尋ねしたことによって、従来教育委員会の持つていた権限あるいは仕事の内容が、知事、市町村長に移るものもある、それから大

きいのは、やはり公選任命の問題で、それがこのたびは知事、市町村長に移る、そういうことであれば、こういうことを確かめないと、一体安定するかしないかということが尋ねられませんか。先ほど大臣にお尋ねしたときには、大臣はまあ声としてはというようなことでしたけれども、こういうことは今後この法律を審議するに非常に重要な要素になって参りますので、いろいろ今日この法律に対して心配しているものもこういう点で心配が大きいわけですから、従つてこの点については政府の方も資料として出すということでございますから、委員長の方からも資料として御要求願ひまして、それが出ました上で私は今の問題を重ねてお尋ねしたいと思ひます。従つてその資料が出るまで、この点に関する質問を留保いたしたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) できるだけ調べてみたいと思ひます。

○湯山勇君 委員長の方からも資料を要求していただけないでしょうか。私は決してこれは無理なことではないと思ひます。すでにそういう資料は自治庁にもあるんじゃないかと思ひます。ある資料を文部省が取つていない。この法案を出すには、そういう資料を検討してないといふれば、怠慢だと思ひますので、審議の中でそういう資料が必要だということになれば、これは別に全国を歩いて回つて調べる問題じゃありません。全部法律によつて届け出が来ているはずですから、政府に一つ全部そろえていただくことをお約束願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) ただいまお話しになりました全部のことにつきまして、資料として提出できるかどうかは調べてみませんとわかりませんので、私お答えしましたのは一、二の点については、それを資料として差し出しますと申しましたことにつきまして、資料として提出をいたします。あとは調査をさせていただきますと思ひます。

○湯山勇君 調査では困るので、私の果なんかでも今お尋ねしたような件についていろいろ問題が起つた実例を持っておりまして、それから先般新聞に出ましたように、どこでしたか、奈良県の大御生村というのですか、そこでは非常にフアッショな村長さんがあつて、ずいぶん無理をして、町村議会が総辞職したというようなこともありま

す。こういう具体的な末端の市町村なりあるいは県が、一体それで安心たてられるかどうかというところを知りたいには、今申し上げたような資料、ほかにもございまして、必要欠くべからざる資料はどうしても必要欠くべからざるもので、そういう検討なくしてばく然とお出しになつたとすれば、これは大へんなことになつてしまいますから、一つ私が要求した分についてはぜひ全部お出し願ひたい。「お答えは」と呼ぶ者あり

○政府委員(緒方信一君) できるだけ調べてみたいと思ひます。

○湯山勇君 委員長の方からも一つ提出を要求していただけないでしょうか。私は決してこれは無理なことではないと思ひます。すでにそういう資料は自治庁にもあるんじゃないかと思ひます。ある資料を文部省が取つていない。この法案を出すには、そういう資料を検討してないといふれば、怠慢だと思ひますので、審議の中でそういう資料が必要だということになれば、これは別に全国を歩いて回つて調べる問題じゃありません。全部法律によつて届け出が来ているはずですから、政府に一つ全部そろえていただくことをお約束願ひたいと思ひます。

○委員(加賀山之雄君) ただいま御要求のものは、文部省所管以外のものが入つておりますから、極力そういうところに依頼をして、そうして調査をして出すと言つておりますから、御了承願ひます。

○矢嶋三義君 関連。湯山委員の質疑はきょう一応終了したようですが、これに関連ですから一、二点私は何つておきたいと思ひます。それは湯山委員の質疑に対して文部大臣お答えになつておることが、故意にポイントをはずされるようで、どうも私はつきりしませんが、あえて一、二点伺うわけですが、それは国民に責任をとる、その責任の所在がどこに現行法においてはあり、新法においてはどこに重点があるか、こういう角度から湯山委員は質疑を展開されたのでございまして、そこで不明確な点をあえて明確に答弁を要求する点は、大学と私立学校を除いた、すなわち公立幼稚園から小中公立高等学校までの学校教育と、それから社会教育とにおける基本法十條の精神から出る責任の所在は、新法案においてはその重点が現行教育委員会法と比べるときに移動した。文部大臣は、教育基本法十條の精神は、この法律案におつたふさぎつて、けれどもその重点は移動した、それが教育委員会から市長の方に重点が移動した、こういう立場において答弁されていふと思うので、それが明確でないのですから、あえてその点を伺ひます。それと同じようなことですが、そういう意味から教育基本法十條の精神は、新しい法律案においては、文部大臣としては生きていふという御見解ですが、少くともその生き方、重さといふものは軽くなった。すなわち教育基本法十條の精神といふものは、現行教育委員会法に比べれば、新法律案においては、そのウエイトが軽くなった、こういう立場において答弁されておるようには私は拝聴しました。念のためにこれを伺つておきます。答弁次第では、再質問しますよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は新法案と現行法との間に基本法十條の責任が移動したとは申し上げておりません。しかしながら新法では先刻御説明申した通り、あるいは第二十四條では市町村の事務が少しふえましたから、その範囲において責任の範囲が大きくなったとは言えます。移動はいたしません。現在でも市町村長がやはりいやくも教育行政に關係すれば、基本法十條第一項の責任は負うのであります。それからして新法ではその責任が軽くなったといふこと、これは断然ありません。同じことであります。

○矢嶋三義君 ただいまの答弁は納得できません。私は関連質問ですから、これは重大な点です、他日伺ひます。まあ失礼ですけれども、ただいまの大臣の答弁はお話しにならない。改めて他日質問いたします。

○安部キミ子君 質員の許可をいただきましたので、大臣に質問いたします。先ほど川口委員から、現在の教育の欠点の一つとして、倫理道德の教育が非常に低下しておるといふ意味で、いろいろな事例が出されました。その質問に対して大臣は、川口委員が心配しておられるような懸念のないような、こういうふうな意味の御答弁があつたと思ひますが、これに対して湯山委員から、それはただ教育だけの責任じゃなくて、すでに戦争時代から今日の教育の類、倫理道德の類は根を切つていふものである、こういうふうな意味の見解が述べられたと思ひます。そこで私は文部大臣が今度臨教審というものをお作りになつて、いの一審に倫理道德という教育を非常に重く見ておられるといふことを察知するのでありますが、大臣の御感想はそういう点に

もございましてしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のお問ひのうちで、少し違ふことがあろうと思ひます。川口さんは倫理道德の教育が低下しているとおっしゃつたのじやなくて、生徒、児童のそれ自身の倫理觀念が低くなつていふ心配があると、こゝろおつちやつたのです。そこが少し意味が違ひます。で湯山さんは、それは子供に対して責めることじやない、終戦後のわが国の社会状態が、非常に影響しておる、こういう趣意でありました。これに対して私もその通りでございます。そのいささか記録で違ふといけませんから、申し上げます。

そこで果して人間の道德心、教育といふことは非常にむずかしいことであるけれども、国民道義の高揚のためにどうしたらいいかといふことは、審議会にはお尋ねするつもりであります。先刻申し上げた通り、諮問事項は起案いたしましたけれども、各方面においてこれだけの声がある以上は、これはお調べを願おうと思つておるのであります。その結果がどうなるか、いい案があればよろうと待つて期待はいたしております。

○安部キミ子君 そこで今大臣の言明の通りであります。その中心となる道徳理念といふものを、国に対する忠誠などについて、これら日本人としてのあり方、一流国家の国民としての気品をどのように教育するか、こういう点を諮問したいといふ言われたということがある新聞に出ておりますが、御趣旨はそういう意味にとつてよろしいでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) その新聞を正確に見せんと、先刻のようなことになりませんが、私の心持は、川口さんも同じことだと思ひます。わが日本人のいいところはこれは保存しなければならぬ。いいところは一つには、やはり親族、わけても、父母に向つて恩愛の情のこまやかなことがこれも一つであります。それからまた、軍国主義的の忠孝じやいけませんけれども、いやしくも國を組織している以上は、國家に対する忠誠といふことは保持すべきものと思つております。そういう意味ならば、その新聞に書いてあることはその通りであります。しかしながら世間でややともするといふと、逆コース超國家主義、戰前に戻るといふふうなことを心配されるのであらうたら、私どもの心持を了解しておらぬ言論でございます。

○安部キミ子君 ただいまの答弁によりますと父母に対しては恩愛の情、國家に対しては忠誠、こういう趣旨の教育方針を諮問したい、それが賛同を得られて、そういう答えが出たら、これを國の教育の基本にしたい、倫理道德教育の基本にしたい、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 言葉に拘泥しないで私の言つた心持で、もしそれを完全にする工夫があるという答えが出ましたら、これを教育の上に実現するのは當然と存じております。

○安部キミ子君 そうしますと教育の上に実現する方法は、どういふふうな構想を持っておいでになるのでしょうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) それを諮問するのであります。諮問する前にこう

だと諮問者の方で言うてしまつちや、これは諮問になりませんが、しかしながら、いかにすれば日本の教育が回復、日本の國民の姿として、今の言葉で言へば人間像として適當なものであるかをおきか願つて、またこれをどうすればいいかといふことも、いづれ天下の大家が集つて下さることでありましょから、お出し願うことを私は期待いたしておるのであります。

○安部キミ子君 戦前の教育の中核になつたものは、教育勅語であつたと思ふのです。その教育勅語の中で父母に孝に君に忠に、忠君愛國といふことがうたわれておりました。この忠君愛國といふ言葉で國民は自分の意思も、あつては自分の家も、家庭も、妻も、子ども皆捨てて戦争へ戦争へと一目散に走つて、そうしてあのような結果になつたことは、これはもう私が申すまでもないこととあります。そこで大臣が國の忠誠とどう言われまますけれども、受ける方のわれわれにとつてみますれば、この忠誠といふ言葉には、いささか疑義を持つわけなんです。體

國の忠誠といへば具体的に何をどういふふうに解釈したらいいのでしうか。私もわからなうに、あるいは戦前の忠君愛國と違ふとどういふふうにおつしやいますならば、今日の國の忠誠といふ姿はどういふふうなものかと大臣はお考えになつておられるでしうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 戦前の徳育が教育勅語によつたことは、あなた御指摘の通りであります。これを全体として考えれば、戦前の道德は外からの力で外界の力で服従せしめる方向をとつております。ところが、いいにも

せよ、悪いにもせよ、今日の道德観念は、心の内から外へ出る道德であります。強制されて親に孝しても、孝行ではありません。心の中から親切がほとばしらぬといけませんので、これは午前中に教授法について申したのと同じことです。忠義しろ、忠義しろといふのでなくして、自分の心で出ていく、こういうことでなければなりません。このことは宗教界、今は道德です。宗教界においても同じようなことがあるのです。他方と自力といふのがそれです。自力でいくのです。それが道德の根源でございします。それから忠誠といふこと、戦前では國家または天皇に主権がある、こういう建前であつた。この主権者に対して言つた方法で尽す、場合によれば命まで捨てて、こういうことを忠と言ひましたが、今日は國民に主権がある。國民全体が主権であります。それから忠は自發的であつて、かつた、主権者たる國民全体に向つて尽すのが、これが忠でございします。民主主義のアメリカにおいても、大統領は就任のときに忠誠の誓ひをいたしておる。あれと同じでございします。そのところとはこういうふうな委員会や静かに言わしていただければよくわかるのであります。それけれども、まだ世間の人に十分に納得してもらうまでについておりません。それゆゑに、私が忠誠と

言つと、やはり昔あつたように天皇陛下の前で死ぬんだと、これのみに誤解されておることは残念でございします。私はそんな無理難題なことを考へておるのじやございしません。やはり自發的の心で、孝なり忠は出なければならぬ。しかも、だれにするかといへば、主権者にするので、主権者は國民になつて

おります。こういうことを申し上げたは、ほほわかるかと思ひます。

○安部キミ子君 そうしますと、國民に対する忠誠と、こゝまあ結論的に言ひますと忠誠といふ解釈を大臣はとつておられると思ふのですが、これに間違ひはないですね。

○國務大臣(清瀬一郎君) さつき申しました通り、主権のあるところに向つて忠でございします。今の主権は國民全体にあるのであります。

○安部キミ子君 ところが、先日天長節の際に、東京でも軍樂隊を奏して「かしら、右」の國兵式をやつた。また、各地方の小学校でも天長節式日をやつて、「今日の吉き日は大君の」と、私どもが昔歌つたあの天長節の歌を歌つた。これに対して世論も相當あつたやうであります。この点についてはラジオや新聞でも非常に問題にして取り上げておる通りであります。このことについて文部大臣の見解をただしつと、文部大臣はそれは、一向差しつかえがないじやないかと、まあ簡単に平く言へば、そういう御趣旨のお氣持があつたといふことを、またこれをラジオや新聞で言つてゐるわけなんです。それともう一つ、今度は憲法改正という問題が出てきてゐるわけなんです。その憲法改正の第一條の問題、天皇の主権のところ、その主権といふものの象徴といふ言葉をどういふふううに改正するかといふわけなんです。その正論が所々出てゐるわけなんです。そのうしてたまたま今日この法案がまた忠誠、恩愛の情と、こゝういふに教育基本法を変えていきたいと、こゝう大臣は感想を漏らしおいで。これは今お伺ひした通りなんですが、これら一連の動

きと、そして一方には、自衛隊といふものを公然とも軍隊として認めようといふ、いわゆる憲法第九條の問題が持ち出されてゐる。そして多教黨の自民黨は、これを強引に通そうとしてゐる。實際たくさん兵隊がわれわれの血税からまかなわれてゐるわけなんです。こゝういふ國內の諸情勢を勘案して、今日のこゝに出された法案が、また昔の國家の忠誠とか、あるいは恩愛の情とか忠孝といふふうなことを強く文部大臣が主張される、また来るものが来たなんと、こゝういふ感じを受けまいとしても受けられないはおられない、こゝういふ國民の不安があるわけなんです。こゝうしてこゝうした國內の動きといふものが、日本の國自體の國民の總意によつて歴史が作られていくのではなくして、安全保障條約といふやうなあの國際的な制約によつて、日本はどうしてもアメリカさんが言うやうに三十五萬の兵隊を作つてほしいといふこの要請などと勘案しますと、やっぱ私は文部大臣が言葉は美しく巧みに、そしてほんとうにこゝういふ機會で忠誠論といひますか、倫理道德の問題を論じたいとこゝうおつしやいますして、あなたがたがおつしやられればおつしやられるほど、実は國民が理解するのじやなくて、不安を持つ、一そう不安を多くする、こゝう私は思ふのです。そこで今度の法案に対しては國民の世論がなぜこのやうに反対が強いのかといふ一番大きな焦點は、それはいろいろありまじやうけれども、もつともこの法案は膨大な法案でしてね、これはもう先ほどお話がありましたやうに、教育基本法に四敵する法案なんです、あなたも認めておいでになる通りに

も、いかなる教材について届出をさせるか、あるいはまた承認を受けさせるか、あるいはまた、そういう手続を一切とらないで、学校で自由に使うことをきめていくかということは、教育委員会の判断によって、その地域々々の必要を見て、教育委員会が判断をしてこれをきめるのだ、かような趣旨でございませう。そこでその教材とはどういふものかということもございませうけれども、これは千差万態であろうと存じます。いろいろなものが教材として学習指導に利用されて参りますので、さような学習の材料に供されるものを、教材といつてもよろしいと思うのでございませうけれども、まあたとえて申しますならば、例を申しますならば、あるいは副読本、解説書、その他の参考書、それからあるいはまた、雑誌や新聞その他の図書、各種学習帳、ワーク・ブック、練習帳、地図、掛図、年表、その他写真も教材に供せられるでございませうし、レコードとか映画のフィルムとか、幻燈のスライドとか録音テープ、あるいは放送、こういうふうないろんなものが考えられるわけでございます。これらのものが学習指導の用に供せられる場合には教材でございませうが、ただ、今申しましたようなものを全部届出させたり、あるいは承認を受けさせたりすることが、この三十三条の趣旨ではないのでございまして、教育委員会が判断いたしました、あるいはその教材として使われるものの教育的効果なり、その価値なり、あるいはまた父兄負担の面からなり届出をさせることが必要だと思ふようなもの、あるいはあらかじめ承認を受けさせることが必要だと思ふようなものについて、さようなものはさような手続をとることを、そういう定めを教育委員会規則で定めるものである、こういうことをきめましたのが第三十三条の二項でございませう。さような次第でございませうので、御了承いただきたいと存じます。

○雨森常夫君 今例をいろいろあげられたのは、教材をあげられたのでありますが、文部省としては定めるときに各地方に合ったようなそれらの中から自発的にきめていくものであつて、文部省としては別にこういうものは定めたらよろうかというふうなことはなさらないのですか。

○政府委員(緒方信一君) この法案が成立しましたならば、ただいま申しましたようなこの法律の趣旨につきましても、十分教育委員会を指導していかなければならぬと思ふのでございませう。その趣旨の徹底には十分思ひたいつもりでございませうが、しかし先ほど申し上げましたように、学校を所管しておられます教育委員会の判断において、いかなるものを届出をさしたる、承認を受けさせたりするかというふうなことは、その教育委員会の判断によつてきめさせるといふのが、この法の趣旨でございませうので、文部省からこれこれのものは届出した方がよいとか、あるいはしななければならぬとか、承認を受けさせなければならぬとか、こういうふうなことは申さないつもりであります。ただ、法の趣旨につきましましては、十分徹底をさしたいと存じております。

○雨森常夫君 この問題は現場の教員の、第一線の教員の方々が相当関心を持っておられる問題だと思ふ。私「放

送教育」、これをちょっと偶然にも見たのですが、これに東京教育大学の教授の馬場さんが、どういふ方か私は知りませんが、論説を出しておられます。こういうふうな書いである。「要するに現場の教師が、教科書以外の教材を用いようとする場合には、すべて教育委員会が何等かの定めによつて許可しないもののはかば、一切使用してはならないという趣旨である。」それから、「もしこの法案に示す通りのことがおこなわれるとすれば、われわれは安心して、ラジオのスイッチを入れることすら困難になるだろう。」それから「ずつと最後になりまして「私たちは、いまこそ、こういう悪い法律の成立することを阻止するために、積極的に反対しなければならぬ。」こういうふうな書いてあるわけなんです。こういうふうなものを東京の教育大学の教授が、いづれこの法案を見て検討しておられると思ふのでありますが、ここに書いてあるようなすべて教材を一から十まで全部制限をされ、そのラジオのスイッチを入れることすらできなくなるといふようなことを書いて、全国に出しておられるというところは、私は非常に遺憾なことだと思ふ。文部省はもう少し親切に何らかの措置をとつて周知徹底するようにしていただいたかどうか、今までにやっておられるかどうか承りたい。

○政府委員(緒方信一君) ただいまの御引用になりましたラジオの放送を全部が全部届出をしなければ教材として使えない、こういうふうな趣旨でないことは、先ほど御説明申し上げました通りであります。(法律にはそう書いてある。)

○吉田萬次君 関連、今の雨森先生の御質問に対して、私も文部省に対して何かこの問題を打開するというわけじゃありません。この案に対して周知徹底する方法を講じてもらいたい、それに対してどうお考えになつていかうかという質問をするのであります。それは今日も非常にやかましくなつておりました七百二十万人の諸願書云々というものがあつたが、私もどういふ方が出したのか見ませんけれども、これはおそろしく学校の先生がPTAその他の運動し、そうして集められたものが基本になつておりはしないかと思ふのであります。そういうふうなものを基本にしてそうして国民の声を、たくさん人の声である、それはたくさん人の声でありましようけれども、しかしながら国民全体の声のように聞くといふことは、私は多少そこに対して疑義を持つのでありまして、本日におきましてもここに全国の町村長会長の岡田徳輔の両氏からここに陳情が出ております。(全部議んで下さい。と呼ぶ者あり) いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の成立促進に関する要望といふことでこ

こに出ております。これを見ましても、全国の町村長会長であるとか、あるいは議長であるとかいふような名前を公然とここに書き、そうして代表者としてここに陳情せられるということにおいては、私はこれこそほんとうの全国の町村会におきましてこの法案の成立といふものを望んでいるといふふうなことの有力なる一つの材料であり、また声であるといふことを私どもはうかがうのであります。従つてさうに大阪府におきましても、市の方といたしまして、また郡部の方といたしまして、この法案の通過を要望せられて、あるいははわれわれが果へ帰りまして、あるいは修正といふふうなことに對しても考えるが、少くともこの法案に對しての通過といふことを要望している声といふものは私はあるいはこの方が大きいと思ふ。従つてかような点から考えまして、ただ遺憾ながらこの声がありましても十分に国民に徹底しておらない。従つてこの間の婦人の方のこへ陳情せられましても、ほんとうにこの法案の内容を知つておられるかどうかといふことを私はそんなに苦しむのでありまして、これがほんとうに必要であるといふことが周知徹底せられたならば、私はこの問題は簡単に解決するものだと思います。従つて、この周知徹底が文部省において欠けておるように私は思ふ。従つて何らかの形式においてこの法案といふものの内容、あるいはこれが今日の状態において適切な要求であるといふようなことに対する弁明といふですか、宣伝といふですか、あるいは声明といふですか、何らかの形式において文部省

がこれを出すという意思があるかどうか、またこの問題についてどう展開したいかというような腹案でも持っておられるか、お承りしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この案はただいま本院で御審議中であり、審議は公開でやっておりますが、自然皆さんの御熱心なる質問に対し政府の所信は世間に伝わると思ひます。ただ、今言論及び発表の自由を憲法で保障いたしております以上、新聞等の書くことについて、とやかく言う力は政府にはないのでございますが、文部省には、微力ではありますけれども、文部広報というものがあつて、今日許された範囲において今後とも誠意を持って皆さんに御了解願ひたい、こういう考えでおります。具体的方策をここで直ちに発表し得ないことは実に遺憾であります。

○矢嶋三義君 それに関連して。ただいま吉田委員から大臣にお尋ねございましたが、私は大きく分けて二点について伺ひます。それは一つは、新聞、ラジオ等の報道機関がこの法案に批判的である、これは誤解に基づくものであつたらうと文部大臣は断定をされ、その一つに、世界に名をうたわれる朝日新聞の社説を資料として出されたわけですが、まあこれは他に資料も要求してありますから、それがととのつたときに、あらためて審議するとして、さらに今大与党の文教委員会の理事の吉田委員は町村長から通してこれという陳情が来た。これは誤解に基づくものでないが、どうも七百二十万の署名とか、あるいはこの前御婦人の代表が陳情に来られたが、どうも誤解に基づくもののように

だ、こういう御意見はちよつと私は聞こえないと思ひます。私は賛成論を唱へる人も、反対論を唱へる人も、それなりにこの法律案を研究されて、そうしてそれそれ陳情なり意思表示をされていふと思ひます。私をして言ひしむれば、一部の人がこの法律案について警戒心を起し、警告を発しているその真精神が、果して全国の町村長さんに徹底しているかどうかという点を若干疑われないわけでもないですが、そういうことは私は言ひません。ただ、私はここで吉田委員に聞いていたきたい点

は、私も町村長さんを知りたいたい点であります。その町村長さんは私の知っている限りは、すべての町村に地教委を、教育委員会を置くというものがどうも一番納得できない。権限が少し強過ぎて小さな行政規模では困るという点に重点があつて、このたびの法案の中に文部大臣の権限等を強める、それらの点については非常に心配してどうも賛成できかねると言つております。ただ、中央であつたに、全国町村長会の本部であつて、全国町村長会が本部であつて、われわれが、われわれはそう言つていただけであつて、実際私も心配ですとわれわれが知つてゐる町村長さんはずいぶんそういう意見を言つてゐる人もあるわけなんです。だからそういうことも耳のどこかにちよつと挟んでおいていただきたいと思ひます。そこで吉田委員は、反対論は誤解に基づくものだ、従つてこの法律案の立法精神、その内容がよくわかるように一つ広報宣伝活動を盛んにやれ、その腹案いかに、こういうふうな文部大臣にたたみかけられました。ところがそれを受けたところの文部大臣は文部広報というものがあ

るからと、こういうふうにお答えになりましたが、そこで私は第二段、下段の質問に相なるわけですが、文部大臣、私は文部広報というものは立法府でできたこと、さらに立法府で立法されその精神を受けて行政府の権限と責任の上に定められたところの政令、それから規則、そういうものを周知徹底させる限りにおいて、文部広報という行政府の広報活動は行われるべきものであつて、政府がその法律案を国会に提出して国権の最高機関の立法府の審議を仰いでゐる。ところがその案件についてはまさしく国論というものは二つに大きく分裂してゐる。そのときに政府と反対の論を御座るために、政府の見解が有利になるように国民を啓蒙啓発するために、宣伝機関紙として使うということ、私は文部広報を逸脱するものだと思う。どうですか。案件が立法府において審議中のものをです。それを国論が分裂してゐるときに、政府側に有利な世論が全国民に巻き起るような立場から、これを吉田委員の教唆扇動によつて(笑聲)あなたがやられるということ、これは重大なる問題だと私は思ひます。お答え願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 吉田委員は反対論を伏せたいとおしやるのじやないのです。雨森さんの質問に始つて、この案の趣意をよく世間に徹底させるようにということ。しこうしてこの法案を出すことは、これは内閣提出の法案であります。性質上文部省が責任を持っております。今こういう案を出してゐるのじやないことを周知徹底せしめることは、文部広報のなすべききちやうと適切な仕事と思ひ

のであります。○吉田次君 関連して。先ほど誤解に基づくものと言ひましたが、私はそういう意味でなしに、その真意が徹底しておらないということを言つたのであります。また、この問題について自分が開く範囲においては、自分の知る範囲の町村長さん、あるいは議員の話をしてゐるのじやないと言ひました。しかしながら、私がこゝへ出したのは、最も新しいものであつて、昭和三十一年五月七日のものであります。それでその内容を讀みますと、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の成立促進に関する要望 今国会に提案審議中の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律案」は、われわれの要望するところと若干意見を異にするものであるが、この法案は地方公共団体の実情を充分に勘案せられ、行政の一元化への配慮がなされたものと解し、われわれは本法案の成立を願うものである。つきましては、本法案が今国会において速やかに成立せられるよう特段の御高配を賜わり度く要望する。こういうものが来ております。従つてわれわれはこれが全国の町村長会の代表者であり、あるいは議会の代表者である方の連名の、しかもそれに対する捺印をしてあるこの書類につきましては、これはやはり当然その声と聞くべきが至当であると思ひます。そしてこの声は決して小さい声でない。私はこの全国における町村全体の声として取り扱つて何ら差しかえないということを考えまして、この声に対す

る私は方法として徹底させる必要があるということ、私は質問したのであります。従つて私は一身上の弁明として。○委員(加賀山之雄君) 別に大臣の答弁は要りません。○吉田次君 要りません。○矢嶋三義君 文部大臣の私の第二段に対する質問の答弁は了承できません。たとえば雨森委員が教育大学の馬場教授の引用をされましたが、これはいづれ機会あるときにこの条項については私もさらに深く掘り下げて伺ひますので、きよう内容的なことは伺ひませんが、少くとも日本語を解しているものにとつて、この表現は馬場教授が活字を並べられたように私はとれると思ひます。それをたとへば文部広報に、ある政見ではこういうことを言つてゐるがこうだとかある学者はこう言つてゐるがこうだといううなことを、文部広報によつて啓蒙宣伝をやるといふことはこれは逸脱だと思ひます。それは今国会にこういう法律案を提案して審議を仰いでゐるという程度のことを出されるならいいでしょう。けれども国会の審議と並行して国民のこの法案に対する世論の動向を見きわめて、適時的確にそれに対処する立場から、吉田委員はそういう立場において大臣によこされたと思ひます。文部広報に出されるということ、私は行政府の越権だと思ひます。今政党政治です。もしそういうことをやられるならば、自民党の機関紙でやつて下さい。われわれは社会党の機関紙においてやりましょう。(その通り)と呼ぶ者あり)これをすべきです。少くとも行政府の、文部広報の

名においてそういうことを断じてやるべきでない、私はそういうふうな確信をいたします。これは文部大臣に要求しておきます。従つて今後文部広報出たたびに、本委員会に資料として出していただきたい。

から、自民党の機関紙と社会党の機関紙のワケ内においてやればいいのであつて、法律案の内容をよく説明し了解させるということはこの委員会を通じてわれわれにすればいいことです。そうでしょう。

○荒木正三郎君 ええ。文部大臣。○国務大臣(清瀬一郎君) はい。

○荒木正三郎君 文部広報の性格ですね。これは政治的中立性を持つていなければならぬと思うのです。これはおそろく文部大臣も否定はされないとおもうのです。なぜならば国費をもつてこれは出されておるわけなんです。そこで先ほど文部大臣の答弁は、この法案の趣旨の徹底についてこの文部広報を活用したい、こういう答弁でございまして。しかし、この法案を出しなつてゐるのは自民党の内閣でございまして。そしてこの趣旨をお書きになるのは自民党内閣のお考えが出るわけなんです。この法案の解説ということにいたしまして、これは自民党の考え方というものが出るわけです。そういういたしますと、どうしてもこれは政治的中立性というものは片寄ってくる。こういう意味において私は文部広報を使つてこの趣旨の徹底を国民にはかる、こういうことは許されないとだ、そういうことは断じてすべきでないと思ひます。それでもあえて文部大臣はそういう手段をとりますか。はっきり言つてもいいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) この案は内閣提出法律案でございしますが、文教に關することは非常に多いのでございします。地方自治にも關係いたします。それゆゑに文部省が担当しておるのであります。この案が世間に十分に了解されるように努めるといふことは、われわれの務めでございします。これについて討論なり、あるいは自問自答なりをしようという考えは持つておりません。それは自由民主党に別の機関があります。しかしながら、この案自身の意味を説明することとは、これは私は文部当局として、ひとり広報のみならず機会あることに私は世間に知らす方がいと思ひます。民主政治というもの、違つた了解のもとにぐんぐんものごとを進めるんじゃないんで、知つてもらうのが第一であります。それを知らさずにおけるとおっしゃるの、それはあなたの方が御無理です。

○荒木正三郎君 文部大臣、法案の解明をしようと云ひますけれども、(「それは押し問答だよ」と呼ぶ者あり) 質問しておるのに黙つておれよ。法案の解明をするといつても、人によつてその解明の内容がでずよ、變つてくるのですよ。だれが解明しても、文部大臣は同じ解明になると考えられますか。私はそこ異なる内容が出てくると思ひます。そういう意味においてすよ、それは自民党の解明になるのですよ。

○国務大臣(清瀬一郎君) これを採択したの、やはり文部省でございしますから、採択をしたということについての責任はとりません。

○湯山勇君 採択の責任はもちろんですけれども、その内容が妥当であるとかないとか、そういうことは人々によつて違ふと思ひます。でその内容に誤りがあつても、あるいは述べておる意見に国民の入れないものを持つておつても、それも大臣はあなたの責任として責任をおとりになるかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 編さん採択の責任はとりません。

○委員(加賀山之雄君) ほかに質疑のある方は質疑を。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど矢嶋委員からの文部広報の提出の要求がございしましたが、従来のは全部差し上げてあるものでございしますので、今

○国務大臣(清瀬一郎君) およそ答へは問ひと対象してお聞き下さらんといふと、あやまちを生ずるのであります。この案の内容が十分に知れておらんから、それを知らず方法をとれという雨森さんの御発言に始まつて、それを吉田さんが受けて、政府は適切な措置をとれ、自由民主党は覚悟でやります。今のお問ひはこの内容をよく知らせということなんです。そして内容をよく知らすのは、文部省の責任でやつておる。法案の内容はこうでございします。法案の文字通り掲載するの、一つでありますけれども、前後の脈絡でこれはこういう意味でございしますというのを、親切にすべき解説するの、だれが悪いのですか。それをするために広報といふのはあるのですよ。問ひが自由民主党の主張を宣伝せ、こういう問ひではなかつた、内容を誤解する人があるから、よくわかるように解明すべしといふのですよ。そういうことなんです。

○矢嶋三義君 私が申し上げておることは限度があるわけなんです。あたかも新聞並びにラジオ、あるいは学者、あるいは政界、われわれも入るかもしれないが、そのこの法案に対する意見に対して、それに対処する立場から文部広報を編集されおる、こういう意図がうかがわれる点を、問題に私はしてゐるわけでございます。あくまでそれらの問題は二大政党下であります

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの今日の民主主義の政治において、政府の出しておる案を周知徹底せしめるといふことは民主主義の第一段と思ひます。私はこの文部広報において矢嶋議員はこういうたけれども、あれは間違つてゐるなんという討論をするつもりはないのです。お問ひもそうではないのです。この内容があまりよくえられることがあるから、これをよく国民に知らす方法はないかとおっしゃるから、文部省の責任を持つた大きな法案としては、単にこれを法文だけをこんなに出しましたというより、この案はこういう意味でありますといふことを解説して、多数の読者に了解してもらふ、これは矢嶋さん適当じゃございせんか。だれが内閣をあつておつてもそれをしてはならぬといふのでは……

○委員(加賀山之雄君) 本論にお歸りを願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 水かけ論になると困ります。要求しておきますがね。今まで出された文部広報まとめて出していただきたい。それから今後出される文部広報を全部本委員会に出して、それに基づいて、そのときにあらためて具体的な問題について伺ひますから。

○荒木正三郎君 発言の許可を求む。

○委員(加賀山之雄君) この問題で

○委員(加賀山之雄君) 打ち切りま

○湯山勇君 大臣は今非常にはつきりおっしゃいましたので、承りたいと思ひます。文部広報に出る内容について、全部大臣責任を持たれますか。どういふことについても、(「そんなことを言ひ出したらきりがないよ」と呼ぶ者あり) 当然です。

○国務大臣(清瀬一郎君) 行政長官として私の責任であります。

○湯山勇君 あれにはすね、それぞれ執筆者名、たとえば次官談とか局長談とか、あるいは第三者、そういう人の意見も載せておられますけれども、それについても大臣は全部責任をおとりになる。

○国務大臣(清瀬一郎君) これを採択したの、やはり文部省でございしますから、採択をしたということについての責任はとりません。

○湯山勇君 採択の責任はもちろんですけれども、その内容が妥当であるとかないとか、そういうことは人々によつて違ふと思ひます。でその内容に誤りがあつても、あるいは述べておる意見に国民の入れないものを持つておつても、それも大臣はあなたの責任として責任をおとりになるかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 編さん採択の責任はとりません。

○委員(加賀山之雄君) ほかに質疑のある方は質疑を。

○政府委員(緒方信一君) 先ほど矢嶋委員からの文部広報の提出の要求がございしましたが、従来のは全部差し上げてあるものでございしますので、今

後のものももちろん引き続いて差し上げますので、御了承願いたいと思います。

○委員長(加賀山之雄君) 雨森君はまだ質疑をお続けになりますか。

○雨森常夫君 この問題については終了しました。

○委員長(加賀山之雄君) ほかにございますか。

○湯山勇君 私はさき質問をしておったのですけれども、政府の資料がないためにとぎれておりました。今の問題から若干ながりができてきましたので、そのつながりのできた分だけお尋ねをいたしたいと思ひます。それは大臣は広報については責任を持つというのを、今ばかりお話ししたわけですが、そういたしますと、あの広報にいろいろ次官とか局長とかが書きになっておるこの内容についても、責任をおとりになる、こういうことが明らかにされたと思ひます。で、そうすると、これは先般文部大臣みずからずっと以前に出された問題ではありますけれども、次官通達を無視されたことがありますが、大臣御記憶ございますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 何のことをおっしゃるのかと見当がつきませんが、具体的に申し上げますと、通達などは一々見ておりませんから、どの程度の相違になりますか、今私の方でやっておりますのは、これは今日の時勢にかんがみて、これは妥当だということをやっておりますので、ずっと昔の占領中の通達などには、幾分違ふところがあるかも知れません。

○湯山勇君 大臣はわからぬと言いな

がら、よくわかつておるようです。確かに占領中の通達です。たとえば皇居遷葬を学校の儀式としてはやっておりますが、この通達は今も生きておるものでございましょう。その生きておるものを、今大臣は、そういうものについては無視している、こういう御発言、そうだとすれば広報については責任持つとおっしゃいますけれども、はなはだ私は言葉だけであって、実質が伴わないと思ひますが、また、かりに広報で解説されたとしても、そういうものに対しての国民の信頼というものも、これまた持てないと思ひます。そこで文部省の、おそらく省議を経たものと思ひますけれども、そういうふうに出された次官通達を、大臣の記者発表程度で抹殺されてもいいというお考えなのか、どうなのか、そうだとすればそれでまた非常に重要な問題が出て参りますから、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のはどの通達ですか、ちょっと聞きそないました。

○湯山勇君 皇居遷葬ですね、学校行事としての皇居遷葬。

○国務大臣(清瀬一郎君) あれはたしか昭和二十二年ごろの次官の通達、ここにいらつしやる釼木次官のころじゃありませんか。(答弁と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 そうでしよう。

○国務大臣(清瀬一郎君) そのころであります。あのころはまだ教育委員会というものができておりませんので、それで次官から直接に、この本人の意思に反して皇居遷葬せしめるといったようなことはよくないと思つ

て、学校へ通知をしたのだと思ひます。その後教育委員会ができて、教育委員会でも、よく検討する機関ができました。このころは皇居は自発的にも、あの遷葬のみならず、陛下の前に行つて拜む人も、頭を下げる人もできておりました。こういう時勢にかんがみまして、各村々で委員会と協議して、この程度がよろうというところをおきめになつたら、それでいいだろう、こういうふうになっておるのであります。

○湯山勇君 その点はそれでけっこうだと思ひますけれども、その通達は生きておるのか、死んでおるのか、もし大臣がそういうお考えならば、これは法律事項でも何でもないので、これは大臣の方で取り消しになる、そういう努力はなぜなさらないのか。

○国務大臣(清瀬一郎君) あの趣意は、本人の意思に反して無理に遷葬最敬礼せしめるといったようなことであります。それから、それは私は悪いと思ひます。

○湯山勇君 取り消したらどうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) いや、置いておいていいと思ひます。意思に反して、天皇を神格化して最敬礼するといふことは、今日といえども私はよくない、しかし意思に反せないで、自由でやるのであつたら、これは許さなければならぬ。遷葬することも自由、せざることも自由が、今日の日本の立場であります。そこであつたのは、前後ずつと譲んでみまふといふと、本人の意思に反して、やはり戦前の継続です。それから、遷葬したくない者もせといふたようなことになるという、と、よろしくない、こういうことで

すから、その限度においては生きておると思ひます。

○湯山勇君 そうすると、本人の意思によつてやる分は、だれが考えたって大臣のおっしゃる通りです。それをなせ一体教育委員会の許可を得なければならぬ、こういうことになるわけですか。教育委員会の許可を得ようが得まいが、それは本人の意思によつてやるわけですから、とめる必要もなければ拘束される必要もないと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 本人の意思と申しましたが、学校の場合は子供で、意思未成熟なものであります。また地方の人の感覚で、これは学校でやつてもよろう、本人、わけでも親権者の意思に反しておらぬだろうといふことを見定めて、教育委員会がその村ではその程度はよろうといつておきめになれば、これは自由意思によつたものとひとしきもので、それはいい。けれどもその村においてそれはいいかぬ、まだまだ占領後十年たつて、今遷葬さすといふことは、天皇を神格化するのだからよくないといつたような意見がブレイブルすれば、それは意思に反することになりますから、そういうことをよくやるために、今度のこの案ができておるのであります。

○湯山勇君 私もそのことをお聞きしようと思つて、今の問題をお聞きしておるわけですが、つまり抽象的な理論も必要ですけれども、具体的に現場にどう響いてくるかといふことをぜひただしたいと思ひます。今のような点をお聞きしておるわけですが、そうすると、大臣の今の考えからいへば、現在の教育委員会というのは、たとえば次

官通達にしても、あるいは局長の通達にしても、そういうものを無視してやつてもいい、こういうことを決定してもいい、ということ、大臣はやはりお認めになつておる、こういうふうな解釈してよろしいのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 少し言葉づかいになりますけれども、先刻私が言つた通りに一つ御了解願いたいのです。あの通達はまだ教育委員会というものができない先であつたから、昭和二十二年当時の次官は学校に直接に通知した。何万からある学校でありますから、当時は文部省より知事にあててやりましたが、そのほかはなかつたのであります。しかし今では教育委員会ができました、やはり選挙された議会が同意した、やはり国民を代表する委員会ができておるから、その委員会が地域社会の空気を、父兄の考え、これを察して遷葬なさるのであつたら、必ずしも一律に自由を無視してやるといふことにもならぬからそれはよろしい、こういうことであります。すなわち不本意の、自由意思に反する遷葬を禁ずるという点においては、あの通達は生きております。やり方は、今度は教育委員会というものができまして、委員会の裁量によるということに加つておるのであります。

○湯山勇君 そうすると、大臣の御意見を聞いておりますと、あの場合は大臣が新聞記者に発表されたのは、決して通達の趣旨に反してない、こういうことですね。そうだと解釈して、次にやはり同じような例をお話ししたいです。今は解除されたかどうか存じませんが、とにかく本年度の初めこ

官通達にしても、あるいは局長の通達にしても、そういうものを無視してやつてもいい、こういうことを決定してもいい、ということ、大臣はやはりお認めになつておる、こういうふうな解釈してよろしいのです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 少し言葉づかいになりますけれども、先刻私が言つた通りに一つ御了解願いたいのです。あの通達はまだ教育委員会というものができない先であつたから、昭和二十二年当時の次官は学校に直接に通知した。何万からある学校でありますから、当時は文部省より知事にあててやりましたが、そのほかはなかつたのであります。しかし今では教育委員会ができました、やはり選挙された議会が同意した、やはり国民を代表する委員会ができておるから、その委員会が地域社会の空気を、父兄の考え、これを察して遷葬なさるのであつたら、必ずしも一律に自由を無視してやるといふことにもならぬからそれはよろしい、こういうことであります。すなわち不本意の、自由意思に反する遷葬を禁ずるという点においては、あの通達は生きております。やり方は、今度は教育委員会というものができまして、委員会の裁量によるということに加つておるのであります。

ろまで、学校におけるなごなたがとめられておりました。柔道は許可になりました。剣道も最近許可になりました。ところがなごなたに関する限りは、まだ解除になっておりません。これはなんかはやはり古いことです。けれども、どの教育委員会も、多くの教育委員会は女の生徒なり先生の要請があるにもかかわらず、学校の正課、これはもちろんですけども、クラブ活動としても、そういうものを取り入れてはならない、またそういうものを学校の中でやってはいけないということにしております。つまり当時の次官通達、そういうものがあるいは文部省の通達が判断の基礎になっております。だから今大臣がおっしゃったようにやるかすれば、当然判断を教育委員会にまかせるといふことであれば、こういう通達などというようなものは、是正するか撤回しなければ、そういう通達が出ているということが理由になって、大臣が今おっしゃったような良識に立つての判断ができなくなるおそれがある。そういうことを私は事実をもって伺いましたわけですが、それについて大臣の御答弁を伺います。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

すか。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

すか。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

すか。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

すか。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

すか。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

とを聞いておるのでない」と呼ぶ者あり。教科課程でございませうから、これがとにかくいいか悪いかは、やはり文部省が基準を作りまして、その基準を知った上で教育委員会がきめるのです。今柔道、剣道はありますが、なごなたはなごなたです。これを基準に入れたか、入れないかについて、しばらく時間をおかし願いたい、こういうふうな言っておるのです。前の通達の仕方と、この体育の課程とは少し意味が違ふのです。

○湯山勇君 大臣の御答弁は、私の聞いておる一般論を具体的なものをかりてお答え願いたいと思うのですが、そういうふうなことに触れないで、具体的な末端の問題だけについてしか御答弁をいただけないので、やはりそうだとすると、文部省のお態度がきまらなければ、これ以上聞けませんので、これで一応終わっておきます。

○矢嶋三義君 一つ関連して、この除、伺っておくのがいいと思います。それは湯山委員はこの通達の効力とその責任という手続関係から伺ったようですが、私はこの際お尋ねしておく方がいいと思う点は、安部委員との関連においてですが、私は内容的にただ一点伺いたいのですが、よく聞いておいてお答え願いたいと思うのです。私は先ほど文部大臣の答弁を聞いておいて明確になった点は、かつては君主国時代に君に忠といたつたのは、今は主権在民下において国民に忠誠を尽すということだ、それから通達等に関連して、天皇を再び神格化するというような点については考えてないし、そうあつてはならない。この内容的には二点を明確にされたようです。私は

まあその通りだと思ひます。私は日本国の象徴である天皇、その人柄を私は尊敬をいたしてあります。しかし問題は、政府の国務大臣である文部大臣の発言でございませうが、それは、私は国家の象徴である天皇の誕生日を祝う、あるいは敬慕するに当つての国民のその情を表わす仕方というものは、私は考えられなくちやならぬと思うのです。それで、文部大臣の立場にある人が積極的に、よろしいですか、ここが大事なところだ。積極的に今天皇誕生の日という祝日になつてゐるわけですが、かつての天長節のような考え方のもとに、都内でもたとへば国士館短期大学のごときは関係分列をやつたところですが、こういう形におけるところのお祝いの仕方、あるいは日本全国津々浦々において学校行事としてこの通達という形において敬慕の情、あるいは祝意を表するのがいいような、それを積極的に進導するがごとき大臣が発言をするとは、私は若干行き過ぎではないかと思ひます。さつきも大臣がお認めになつていらつしやいました。が、天皇誕生の日に国民が多数全く自発的に皇居に参つて、そして賀帳に記載し、そして祝意を表するといふようなのが、ほんとは私は望ましい形であつて、少くとも学校教育の場において、たとえば通達をやるといふことになるといふと、私は完全なる自由意思といふものは出てこないと思うのです。小中学のあいふうふうないけな子供に、いわゆる皇居通達といふうな形において祝意を表することが好ましいといふように進導するがごとき文部大臣が態度に出られますといふと、あなたが大前提として天皇を神格

化するような、そういう何は考えてないし望ましくないといふ、その通りには私はなるおそれがあると思うのです。従つて私は大臣に伺いたい点は、結局、その敬慕の表し方、敬慕の情の表わし方といふものに問題があるものであつて、文部大臣の立場から積極的にそういうものを進導するといふことは、私は文部大臣がこの主権在民下において国民に忠誠を誓うのだ、それから神格化といふのでなくて、やはり人間天皇として国家の象徴として、国民の敬慕のシンボルとするのだ、こういう立場と私は逆になるおそれが出てくると思う。現実に若干の学校にはそういう点が出てきているように私は思うのですが、これはやはりわが国の基本的な問題だと思ひますので、大臣は積極的にそれを進導するお考えであらう御発言をなさつてゐるのかどうか、私はこの際慎重に主管大臣の意のあるところを明確に御答弁を私は願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

○湯山勇君 そうですね、今学校で正課でやらないにしても、クラブ活動なり、あるいは放課後の指導なり、あるいは学校の施設を提供してそういう行事をやる、こういうことについては、委員会がやれば、大臣はそれについてはけつこうだという判断を下されま

しました資料をいただきましたのでありますが、見てみましたところ、なおそのときに私申したか申さぬかわかりませんが、政令諮問委員会の教育制度改革に関する答申、地方行政調査委員会の行政事務再配分に関する勧告、この二つのものがないようでございますので、あるいは見落しているかも知れませんが、もし収集可能でございましたらば、ちよいだいいたしたいと存じます。それから質問申し上げたい。

○政府委員(緒方信一君) ただいま御要求の資料は、この前にたしか差し上げたはずでございますけれども、教育委員会制度に関する意見という表紙をつけてまして相当各種諮問委員会の意見をまとめた上で差し上げてあります。

○田中啓一君 私、大へん粗漏でございまして、鉄箱の中に入れてあるぞという御答弁でございましたが、まだ鉄箱を探すべきでございますので大へんどうも……。そこでこれから質問でございますが、従ってこの前の続きでございます。教育刷新委員会の教育委員会制度の実施についてという建議で、その中に教育委員会委員の選挙に関する……「あ、大臣が……」聞いていなければ「答弁できぬ」と呼ぶ者あり。

○委員長(加賀山之雄君) 大臣に対する質問ですか。

○田中啓一君 それじゃそのところはいずれ来られると思っておりますので、それでは大臣不在の間小中局長に御答弁をお願いいたします。一生懸命資料を見ておりますと、これは実におもしろい構想でありまして、教育委員の選挙は自分の間次の方法によること、そしてこういう選挙は何といひますか

わかりませんが、まず選挙委員会を作って、そうして候補者を定員の三倍立てて、そうして選挙をやれ、こうなっております。注文は、まず府県教育委員の選挙委員の顔ぶれを見ますと、都道府県議会議員と都道府県内の首長の互選によるものが一人、それから都道府県単位の町村長会長、都道府県内の大学長、高等学校長、中等学校長、小学校長、町村長会長は一人でありまして、大学長も一人か二人でありまして、順次数が多くなっている。小学校長も全部お入りになるのでありまして、大へんなことでは人数で、しかもこれは互選でありまして、そこから一人、それから教員組合の選出も一人、この三人のほか二人、文化関係から一人、労働関係から一人、婦人から一人を議会の同意を得て選任したもので、これは五人になります。書いてあるものはどうも八人です。書いてあるものはどうも八人です。書いてあるものはどうも八人です。

承知があるならば伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) これは私前にも御質問に答えたのでございましてけれども、教育刷新委員会の建議といひましては、今お述べになりましたように、結局十名の選挙委員によりまして定員の三倍の候補者を選んできて、これについて一般投票を行う、これはちょっと御質問の中にございましたので申し上げておきます。その当時は教育委員会は自分の間都道府県、市及び特別区のみに置く、町村には置かないという前提がございましたので、これは都道府県の教育委員会だけについての答申になっております。かような答申が出て参つたのでございまして。政府といたしましては、これを受けまして、もちろんこれを十分尊重して検討したことに存じますけれども、実は私その当時の事情を必ずしもつまびらかではございませんけれども、ただいま現行法のような形で一般公選ということにかえて提案をいたしておるわけでございます。その間の事情につきましてはここに、建議にありますがこの選挙方法というのは、非常に複雑な方法でございまして、なおまた、当時占領中でございましたので、前回にもお話し申し上げましたように、占領当局の指導もございましたので、ただいまのような案に、現行法のような案にして提案した、これが実情だろうと考えております。

○田中啓一君 私の今お尋ねいたしました意味は、府県の教育委員の選挙にしても、なかなか一般の公職選挙法の方法によるのでは適任者が得られないだろう、こういう趣旨で刷新委員会はい

こう思うのであります。けれども、今の初中局長の御答弁では、これを御採用にならなかった理由を、必ずしもこ

の理由としておあげになっておるのを見ますと、「教育に関する意志の主体は国民自身であり、地方住民の何等

の形における教育行政参加も必要であることは疑ないところである。しかし一方では現在における国民の教育委員会に関する理解の程度、他方では市町村の間にある文化水準および行政

的、財政的能力の差異を考慮するならば、今一挙に一斉に市町村教育委員会を置くことは到底達成できないのである。大部分の国民は教育委員会の何たるかを知らない。国民に周知させるための努力がこれまで欠如していたのだから、それも当然といわねばならぬ。また大都市と小町村との文化水準およびその行政的、財政的能力の差異は誰の目にも明らかである。かかる実情を無視して、早急に同一の権限をもつ教育委員会を設置することの無謀は明瞭であろう。」というものが理由になつておるようである。

私はこの教育をできるだけ地方的な自治の手にかかろう、こういうことが私は教育基本法の一つの基本的な考え方であらう、ことに自治体の基礎的な単位となるのは市町村であります。府県となりますればその上の連合体ともつかず、国の下請機関ともつかず、ことに性格の二重であるのか、どういふのか実は自治体としてははっきりしないものであることは、今日府県といふものをどうするかということが非常に問題になつておるのを見ておわ

りだろうと思ひます。その市町村にやらすのがいいのだ、こういう考え方であるのか、あるいは別段その建議には、先ほどの刷新委員会の建議に

は、これは明らかでございまして、市町村にできるまでの間は府県の教育委員会がやると、こう書いてあります。つまり府県という中間的な自治機関にやらせればいいので、ほんとうの憲法にも書いてある自治の本旨に一番かなつておる市町村からは教育といふものについては取り上げてしまふ、こ

ういう趣旨で刷新委員会はい

いう行き方がいとお考えでいられたのか、それは不明であります。市町村がやれ、やっただけと考えると、それは教育というものは取り上げて、そして府県教育委員会がやっただけ、こう考えておられたのか、この刷新委員会の意図はこれだけの文章ではわかりませんが、そういう状態、従って学者方の御意見も実はわかりませんが、そのところは、わかりませんが、反対をしておられたということだけは、どうもこれで私は明らかのように思います。しかし、ここに日本教職員組合中央執行委員長岡三郎君から、文部大臣岡野清義殿にあてられた文書によりますと、(きょうは文教委員会のはずだと呼ぶ者あり)どうもこれは委員会ができてから町村の分は廃止をしろ、こういうことが書いてあるように思っております。これも市町村長に戻せというのか、あるいは県教育委員会がやればよいというのか、かりませんでけれども、それからその後府県なり市町村側の公共団体の代表者からは、私の受けた印象では、教育委員会は府県も市町村もやめろ、それは府県知事あるいは市町村長の自治体の首長としての一番大事な仕事だと思っております。そこへ一つ戻してもらいたい、教育委員会ができない前に同じにしてみたい、こういうような意見であったのであります。こういうところを見ますと、要するに教育委員会の廃止論というものが二十七年ころからは一方に非常に濃厚になった、そしてまあ何らかの改正を文部大臣としては迫られておる、こういう事情にあったと、こう私は思う。従ってそれ

以来文部省としてはどうこれをしたらいいか、御研究になってきただろうと思っております。(質問、質問)と呼ぶ者あり)それでどういう一方にあります廃止論に対してのお考えはどういうふうな文部大臣はお考えになりました、今回こういう教育委員会法を出しになりましたか、これを一つお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今お説の通りで昭和二十七年以来、資料にもある通りいろいろと各方面の意見がございす。政令諮問委員会から教育委員会制度協議会、いろんなものがあります。それからまた私の属しておりました元の政党では、すなわち日本民主連盟では、(日本民主連盟というものがあつたか)と呼ぶ者あり)県の程度においてはこれを改める、市町村の程度においてはこれはやめたらどうかという案までできておつたのであります。過日申し上げました通り、この案は解党二日前によりやうでできたもので、党議にはしてありませんでしたが、しかしながら党内の有力な人の支持するところでありまして、そこで私文部省の責任を負いまして、そこからこの案、従前の今田中さん御指摘の各種の文獻も調査いたしました。各方面の意見も聞きまして、そこ

でいろいろ考えた結果、千思万考の結果、やはりたとえ町村内においても、今日合併の結果、初め廃せよといった時分と町村の大きさが大へん違つております。少くとも三つ、多ければ五つの町村が一緒になりまして、学区は十か十五も町村であるんです。生徒は二千名以上、先生は百人以上、で、この程度で全く廃してしまふということにすれば、やはり何かの機関、昔の学務

委員でも置かなければならんことになつて、それよりはやはり新教育の精神に従つて町村の一般行政から独立の地位を持つところの教育委員会はこれを置く、置くけれども直接選挙というところが従前弊害のもつたところというところを考えを及びまして、党内各方面の意見を徴し、むろん参議院の同僚の方にも御相談を申し上げ、最後の結論が本件のようなものになつたんでございす。突然これをこさえたんでなく、これをこさえるまでには、廃止論も存続論もやはり党内にあつたんです。また、直接選挙がやっばりいいという人もありましたが、みんな寄つて国家のために考え考えた結果、これになつたんでございす。

○田中啓一君 あとは総括質問においてしてもよし、あるいは逐条審議においてしてもよし、こういう質問でございすので、私は本日はこれで終ります。

○委員長(加賀山之雄君) それではお諮りいたしますが、この程度で本日は散会したいと思います。……

○委員長(加賀山之雄君) 本日はこの程度で散会いたします。

五月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願(第一三三三九号)(第一三三七号)(第一三三六号)(第一三三九号)(第一三三九号)(第一三三九号)(第一三三九号)(第一三三九号)(第一三三九号)(第一三三九号)

一、教育委員会法等改正反対に関する請願(第一三三六号)

一、教育委員会法等改正反対に関する請願(第一三三六号)

一、教育委員会法等改正反対に関する請願(第一三三六号)

一、教育委員会法等改正反対に関する請願(第一三三六号)

一、教育委員会法等改正反対に関する請願(第一三三六号)

この請願の趣旨は、第一三三四号と同じである。

第一三三六号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡井沢町大字長倉三、二七、土屋佐忠外千七百六十三名

第一三三七号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡井沢町大字望月二〇、白田雄外千二百名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

この請願の趣旨は、第一三三四号と同じである。

第一三三六号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡井沢町大字長倉三、二七、土屋佐忠外千七百六十三名

第一三三七号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡井沢町大字望月二〇、白田雄外千二百名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十四日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十六日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

第一三三九号 昭和三十一年四月二十六日受理
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市山代町市立山代西小学校内宇曾猛外二十六名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市一箕町下居合 秋山鉄義

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一三六六号 昭和三十一年四月二十六日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願

請願者 長野県北佐久郡浅間町岩村田区一、二〇二

坪井正己外八百七十名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一三三八号 昭和三十一年四月二十四日受理

教育委員会法等改正反対に関する請願

請願者 佐賀県唐津市養母田立鬼塚小学校内 藤田

一義外十五名

紹介議員 矢嶋 三義君

今国会において教育委員会法、教科書法等の教育関係法が改正されようとしているが、教育基本法、教育委員会法等の現行法は、中教審の前身である教育刷新審議会によつて、当時日本の教育を支配していた中央集権的教育と官僚統制を排除して自由教育をうちたててを根本理念としてつくられたものであり、その結果、文部省の性格転換と教育行政の地方分権のための教育委員会が設置されて今日の発展をみているのであつて、今回の改正案はこれらの理念を根本からくつがえし、文

部大臣の監督権を強化して教育の中央集権化を図るものであり、教科書法の改正に至つては、検定制の根本理念を忘れて戦前の国家統制への階ていをたどるものであるから、教育委員会法等の改正は取り止められたいとの請願。

第一三五一号 昭和三十一年四月二十六日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 田中茂雄

紹介議員 西郷吉之助君

国会において目下審議中の教育二法案については、教育の中央集権化を図り、教科書の国定化を企図するものであるとの批判がなされているが、これは民主教育にとつて憂慮すべきことであるから、教育の国家統制を廃し、学問の自由を守り、民主教育の基盤がゆがめられないよう地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、並びに教科書法案の審議にあつては特に慎重を期せられたいとの請願。

第一三五三三号 昭和三十一年四月二十六日受理

名古屋大学敷地拡張買収促進に関する請願

請願者 名古屋市昭和区山脇町二ノ一七名古屋大学敷地買収促進連盟内 富田繁一外九名

紹介議員 草葉 隆國君

名古屋大学敷地拡張計画に伴い、同市千種区高峯町外二箇所にわたる拡張予定地の所有者に対して、昭和二十九年

十一月に土地買収の予告状が出されたが、その後一年有半を経過しているのに、買収に関して一回の指示も協議もなく放任されているため、該地所有者は転売、建築等の途もふさがれて困却しているから、すみやかに適正なる価格をもつて該地を買収せられるよう取り計らわれたいとの請願。

第一三七一号 昭和三十一年四月二十七日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田鎌倉町一九全日本学生自治会連合内 田中雄三

紹介議員 矢嶋 三義君 湯山 勇君

政府は与党の数をたのんで教科書法案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び臨時教育制度審議会設置法案の三法案を強引に成立させようとしているが、かかる事態はまことに容易ならぬ教育の危機と断ぜざるを得ないから、平和と自由と民主的教育を守るため、三法案の成立を阻止せられたいとの請願。